

令和 8 年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会報告書

令和 7 年 9 月

令和 8 年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会

目 次

第1 はじめに	1
第2 令和7年度東京都立高等学校入学者選抜状況	2
第3 令和8年度東京都立高等学校入学者選抜の検証・検討	3
1 令和8年度入学者選抜において変更して実施する制度の周知	3
(1) 全日制課程の分割募集廃止	3
(2) 通信制課程における前期選抜・後期選抜の実施	6
2 入学者選抜における調査書の取扱い	8
(1) これまでの審議内容	8
(2) 新たな受入環境充実校として改編する深沢高校への導入	11
(3) 新たな受入環境充実校への導入に向けた課題の整理	13
(4) 新たな選抜方法の今後の展開	17
(5) 今後の取組の方向性	19
3 受検者の多様なニーズ等に対応する入学者選抜の在り方	19
(1) 専門学科における選抜方法	19
(2) 定時制課程における選抜に係る志願変更	24
(3) 在京外国人生徒等の入学者選抜への対応	26
4 その他の制度	35
(1) インターネットを活用した出願及び合否照会	35
(2) 中学校から都立高等学校へ提出される出願書類	42
第4 おわりに	48
参考資料	
1 令和7年度東京都立高等学校入学者選抜状況	49
2 令和8年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会 設置要綱	50
3 令和8年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会 委員名簿	51
4 令和8年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会 審議経過	52

※ 本文中のグラフは、小数第2位の四捨五入の処理により合計が必ずしも100.0%にならない。

第1　はじめに

令和8年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会（以下「本委員会」という。）は、令和7年度入学者選抜の検証を行う中で、これまでに導入してきた様々な入学者選抜方法の成果と課題を明らかにするとともに、令和8年度入学者選抜以降の改善策等を検討することを目的として設置したものである。

令和7年度入学者選抜では、不登校生徒や日本語指導が必要な生徒など、受検者の多様なニーズ等に対応する入学者選抜の在り方、インターネットを活用した出願及び合否照会等について、社会の変化に合わせて対応した。

不登校生徒や日本語指導が必要な生徒など、受検者の多様なニーズ等に対応する入学者選抜の在り方については、在京外国人生徒を対象とした選抜の応募資格において、これまで外国籍を有する者に限定していた国籍要件を撤廃し、日本語指導が必要な日本国籍の者の応募資格を認めること、入国後の在日期間を3年1か月から3年3か月までを3年以内とみなすことなど、制度の見直しを図った。また、不登校生徒や不登校経験のある生徒等が心理的負担を感じることなく都立高校を受検しやすくするために、通信制課程における前期・後期選抜の導入について議論し方向性を決定するとともに、学力検査に基づく選抜における調査書の取扱いについて議論を進めた。インターネットを活用した出願及び合否照会については、海外帰国生徒対象の選抜に拡大した他、志願者氏名の入力に関してJIS第四水準までの漢字入力が可能な氏名入力欄の追加や、入学考査料の支払い方法についてコンビニエンスストア払い等による決済方法の追加など、システムの利便性の更なる向上に向けて改修を行った。

これらの取組についての成果と課題及び決定した方向性の具現化など、入学者選抜の更なる改善を検討するため、令和7年5月2日に本委員会第1回を開催し、計4回にわたって審議を行った。

本委員会は、例年検討を重ね充実させてきた諸制度について引き続き審議を行い、その結果と改善の方向性を報告としてまとめた。

第2 令和7年度東京都立高等学校入学者選抜状況

令和7年度入学者選抜は、全日制高等学校167校、定時制高等学校53校、通信制高等学校3校で実施した。推薦に基づく選抜、第一次募集・分割前期募集、分割後期募集・第二次募集の概況及び総括は、以下のとおりである。

1 推薦に基づく選抜

令和7年度入学者選抜における推薦に基づく選抜は、全日制高等学校167校中162校（島しょの5校は実施せず。）、定時制高等学校1校において実施した。

全日制高等学校の推薦に基づく選抜の受検倍率は2.28倍となり、昨年度に比べて0.19ポイント下降した（募集人員は38人減少、受検人員は1,945人減少）。

入学者選抜年度 (平成・令和)	28	29	30	31	2	3	4	5	6	7
全日制受検倍率	3.03	3.00	2.78	2.61	2.55	2.77	2.52	2.47	2.47	2.28

2 第一次募集・分割前期募集

全日制高等学校の最終応募倍率は1.29倍となり、昨年度と比べて0.09ポイント下降した。受検倍率は1.20倍で、昨年度と比べて0.09ポイント下降した。また、不受検率は7.0%となり、昨年度に比べて0.2ポイント上昇し、合格者の入学手続辞退率は0.65%となり、昨年度に比べて0.05ポイント上昇した。

入学者選抜年度 (平成・令和)	28	29	30	31	2	3	4	5	6	7
最終応募倍率	1.51	1.50	1.44	1.40	1.40	1.35	1.37	1.37	1.38	1.29

入学者選抜年度 (平成・令和)	28	29	30	31	2	3	4	5	6	7
受検倍率	1.43	1.43	1.36	1.32	1.32	1.28	1.29	1.29	1.29	1.20

入学者選抜年度 (平成・令和)	28	29	30	31	2	3	4	5	6	7
不受検率 (%)	5.3	5.1	5.2	5.3	5.7	5.5	6.0	6.4	6.8	7.0
入学手続辞退率 (%)	0.49	0.49	0.37	0.47	0.39	0.43	0.52	0.48	0.60	0.65

3 分割後期募集・第二次募集

全日制高等学校の募集人員2,537人（分割後期募集304人を含む。）に対し、742人が受検した。受検倍率は0.29倍となり、昨年度に比べて0.23ポイント下降した。

入学者選抜年度 (平成・令和)	28	29	30	31	2	3	4	5	6	7
受検倍率	1.16	1.23	0.61	0.77	0.72	0.35	0.34	0.48	0.52	0.29

以上、令和7年度東京都立高等学校入学者選抜状況において、推薦に基づく選抜、第一次募集・分割前期募集及び分割後期募集・第二次募集の受検倍率はいずれも例年より低い結果となった。受検者の進学先の選択肢が以前よりも多様になってきたと言える。また、分割後期募集・第二次募集の募集においては、受検倍率が1倍を下回っているものの、受検者の進路を保証する意味において重要な役割を果たしていることに変わりはない。

第3 令和8年度東京都立高等学校入学者選抜の検証・検討

本委員会では、令和7年度東京都立高等学校入学者選抜において実施した入学者選抜方法について検証し、令和8年度東京都立高等学校入学者選抜以降における改善策等について検討した。

1 令和8年度入学者選抜において変更して実施する制度の周知

令和7年度入学者選抜検討委員会において分割募集の在り方、都立高等学校通信制課程の選抜日程について検証・検討を行い、全日制課程における分割募集の廃止と通信制課程の前期・後期選抜の実施という見直しの方向性をまとめ、令和6年9月に報告書として公表した。都教育委員会は令和6年10月に全日制課程において分割募集を廃止すること及び通信制課程において前期・後期選抜を実施することを決定し、公表した。

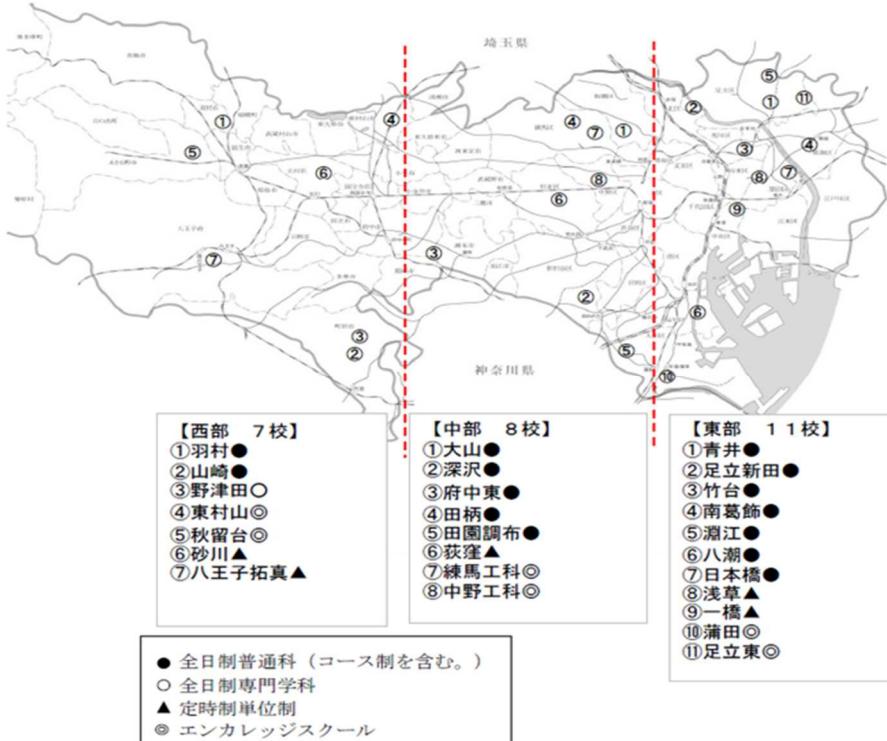
本委員会では、令和8年度入学者選抜において変更する全日制課程における分割募集の廃止と通信制課程の前期・後期選抜の実施に係る周知方法等について審議した。

(1) 全日制課程の分割募集廃止

全日制課程の分割募集については、平成30年度入学者選抜以降、早期の進路決定を望む受験者の傾向が一層強まっており、分割前期募集において不合格者を出しながら、分割後期募集において定員が未充足となる高等学校や、分割前期募集でも分割後期募集でも定員が未充足となる高等学校があることなどが課題となっていることを踏まえ、令和7年度入学者選抜検討委員会での議論を経て、令和8年度入学者選抜から全日制課程における分割募集を廃止することとした（令和6年10月公表）。

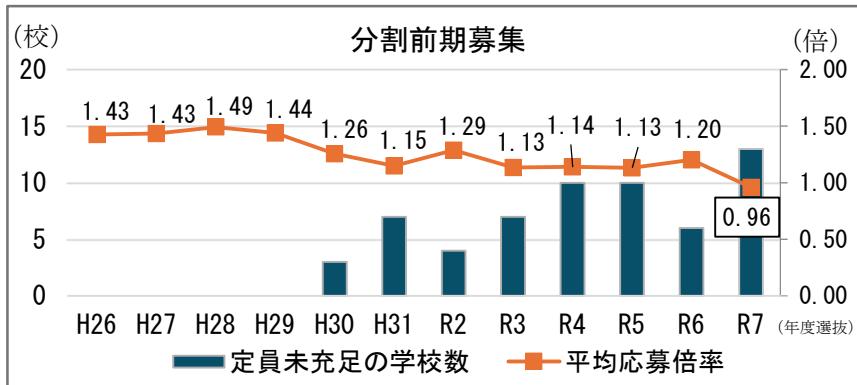
そこで、本委員会では、全日制課程における分割募集を廃止するに当たり、志願者が必要な情報を得られるための周知方法等の工夫について検討を行った。

ア 令和7年度入学者選抜における分割募集実施校の分布（全日制21校、定時制単位制5校）

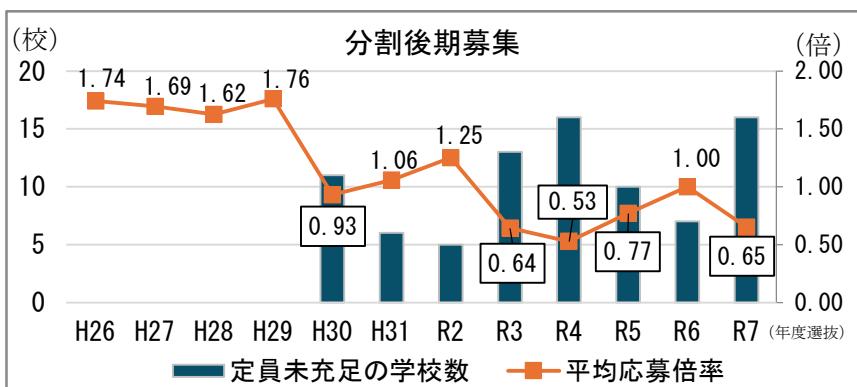


イ 分割募集実施校における平均応募倍率と定員未充足の学校数の推移

(ア) 全日制課程 (21校)

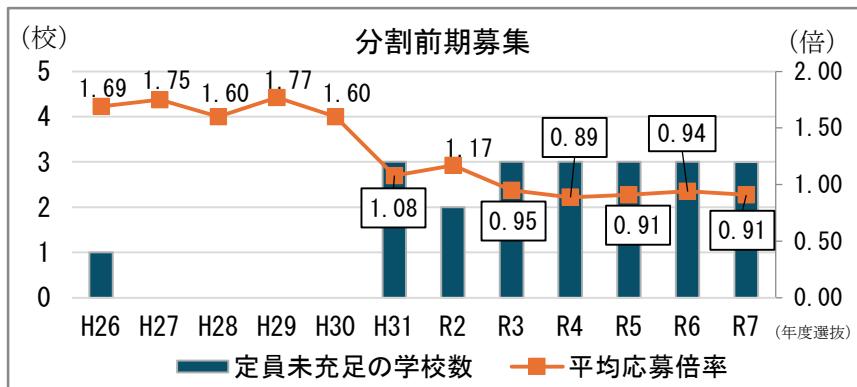


- ・平均応募倍率は平成30年度選抜から1.2倍前後を推移しているが、定員未充足となっている学校数は平成30年度選抜から発生し、増加傾向にある。
- ・年によっては、半数近くの学校で定員未充足となっている。

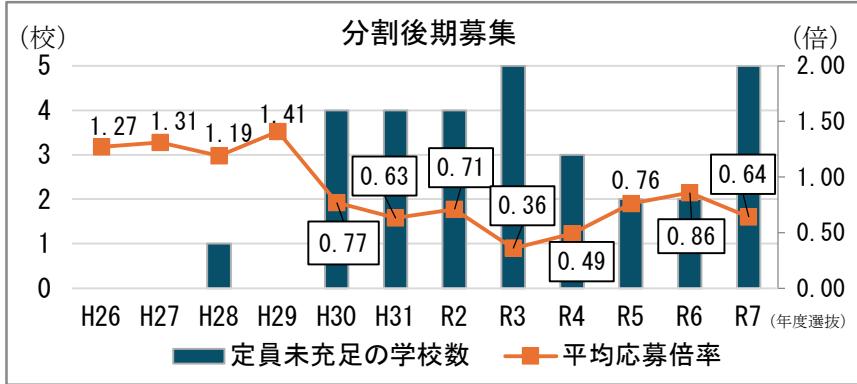


- ・平均応募倍率は平成30年度選抜で激減し、その後増減を繰り返している。
- ・分割前期募集に比べてさらに多くの学校で定員未充足となっている。

(イ) 定時制課程単位制 (5校)



- ・平均応募倍率は、平成30年度選抜まで1.7倍前後を推移していたが、平成31年度選抜に激減して以降、近年は0.9倍前後を推移している。
- ・令和3年度選抜以降は、半数以上の学校で定員未充足となっている。



- ・平均応募倍率は平成30年度選抜で激減し、令和4年度選抜から増加に転じた。
- ・平成30年度選抜以降は、分割前期募集に比べてさらに多くの学校で定員未充足となっており、令和3年度選抜及び令和7年度選抜では全ての学校で定員未充足となった。

ウ 全日制課程において分割募集を廃止することの周知方法について

- (ア) 令和8年度入学者選抜に関する都教育委員会からの配布物・ホームページによる周知
- a 「令和8年度東京都立高等学校に入学を希望する皆さんへ（日本語版）」
東京都教育委員会ホームページに公開、都内公立中学校等を通じて配布
 - b 「令和8年度東京都立高等学校入学者選抜実施要綱・同細目について」を都内公立中学校等に配布するとともに、東京都教育委員会ホームページに「主な変更点」として明記して公開
(令和7年9月下旬を予定)
 - c 東京都教育委員会ホームページの「令和8年度東京都立高等学校等の第一学年生徒の募集人員等について」による公開
(令和7年10月下旬を予定)
 - d 「令和8年度東京都立高等学校募集案内」を都内公立中学校等を通じて配布
(令和7年10月下旬を予定)
- (イ) 東京都が主催する、都立高校の魅力や特色を発信するイベント「都立高校EXPO」や当該の分割募集実施校で開催する学校説明会における周知
- (ウ) リーフレットによる周知
- 電子リーフレット「令和8年度都立高校入試の実施方法の変更について」を区市町村教育委員会に配布するとともに、東京都教育委員会ホームページに公開
- (エ) 中学校長会進路対策委員会を通した各中学校長への周知

審議の過程で、高等学校からは「周知について、情報は早く分かった方が生徒・保護者に説明しやすい。周知の方法というよりも周知の時期を考えた方がよい。」という意見があった。

中学校からは「6月に第一回進路説明会を行い、その後、進路希望調査を行うなどしながら、7月には三者面談を実施する。入学者選抜の情報については生徒・保護者に適切に周知していく。可能であれば、『令和8年度東京都立高等学校に入学を希望する皆さんへ』の配布が始まる7月よりも前に、プリント等で学校に周知することができれば、中学校としては生徒・保護者へ伝えるための準備がしやすい。」という意見があった。

区市教育委員会からは「変更点に特化したリーフレット等を作ってもらい、7月よりも早い段階で家庭・子供たちに周知したい。紙でなく、電子データでも構わない。電子データによる配布であっても、各学校で工夫して周知することができるはずである。」という意見があった。

保護者からは「全ての保護者にこれらの情報が届くように、周知の工夫が必要だと思う。」という意見があった。

有識者からは「全日制課程の分割募集廃止については、これまで二回あった受検機会が減ってしまうことにもなる一方で、第一志望の募集人員が増えることによって前向きに考える生徒もいる。早めの周知をしていくことが大切である。」という意見があった。

エ 今後の取組の方向性

全日制課程における分割募集の廃止に当たり、志願者が必要な情報を得られるための周知方法等として、都から発行する案内冊子やリーフレット等によりできるだけ早期かつ確実に情報を発信する。また、中学校長会進路対策委員会を通した中学校への情報提供や、各都立高校が主催する説明会における説明などでも協力を依頼する方向で進める。

(2) 通信制課程における前期選抜・後期選抜の実施

通信制課程を第一志望とする生徒が増加傾向にあることを踏まえ、令和7年度入学者選抜検討委員会での議論を経て、通信制課程の入学者選抜において新たに「前期選抜」として2月に実施するとともに、これまで行ってきた4月の選抜を「後期選抜」として継続して実施することとした（令和6年10月公表）。

そこで、本委員会では、都立高等学校の通信制課程の前期選抜として2月に学力検査による入学者選抜を実施するに当たり、その詳細を確認するとともに、志願者が必要な情報を得られるための周知方法等の工夫について検討した。

ア 通信制課程前期選抜の実施方法

＜基本的な考え方＞

従来の通信制課程の入学者選抜の方法をベースとする（全日制課程等に準ずるものに下線を付す）。

	全日制課程 第一次募集・分割前期募集	定時制課程 第一次募集・分割前期募集	従来の通信制課程	通信制課程 前期選抜
出願方法	インターネット	インターネット	紙による	<u>インターネット</u>
志願変更	変更可	変更不可（※1）	変更不可（※2）	変更不可
学力検査日程	2月21日	2月21日	4月上旬	<u>2月22日</u>
検査問題	共通(一部自校作成)	共通(一部自校作成)	自校作成	自校作成
面接等	一部の学校	実施	実施しない	実施しない
発表・手続	3月上旬	3月上旬	4月	<u>3月上旬</u>

※1 ただし、チャレンジスクール、八王子拓真（チャレンジ枠）及び昼夜間定時制課程普通科の5校は変更可

※2 ただし、学力検査日の異なるそれぞれの高校に出願可

(ア) 出願

- ・ インターネット出願を行い、かつその他出願に要する書類については、下記書類提出期間必着で、各都立高校に簡易書留郵便等により郵送したものを受け付ける。

[入力期間] 令和7年12月19日（金）から令和8年2月5日（木）午後5時まで

[書類提出期間] 令和8年 1月30日（金）から令和8年2月5日（木）まで（必着）

- ・ 提出する書類は、全日制課程・定時制課程の選抜に準ずる。

- (イ) 志願変更
 - ・ 志願変更是できないものとする。
- (ウ) 学力検査日時
 - ・ 日程は令和8年2月22日（日） ※全日制課程・定時制課程の検査日 2月21日（土）
 - ・ 時程は各学校が定めることとする。
- (エ) 学力検査問題
 - ・ 検査教科は国語、数学及び外国語（英語）とし、各学校において作成する。
 - ・ 出題の基本方針は従来と同様とする。
- (オ) 合格発表及び入学手続き
 - ・ 日程や方法は、全日制課程・定時制課程の選抜と同様とする。

- イ 通信制課程において2月に学力検査による入学者選抜を実施することの周知方法
- a 「令和8年度東京都立高等学校に入学を希望する皆さんへ（日本語版）」
東京都教育委員会ホームページに公開、都内公立中学校等を通じて配布
 - b 「令和8年度東京都立高等学校入学者選抜実施要綱・同細目について」を都内公立中学校等に配布するとともに、東京都教育委員会ホームページに「主な変更点」として明記して公開
(令和7年9月下旬を予定)
 - c 東京都教育委員会ホームページの「令和8年度東京都立高等学校等の第一学年生徒の募集人員等について」による公開
(令和7年10月下旬を予定)
 - d 「令和8年度東京都立高等学校募集案内」を都内公立中学校等を通じて配布
(令和7年10月下旬を予定)
- (イ) 東京都が主催する、都立高校の魅力や特色を発信するイベント「都立高校E X P O」や当該の分割募集実施校で開催する学校説明会における周知
- (ウ) リーフレットによる周知
- 電子リーフレット「令和8年度都立高校入試の実施方法の変更について」を区市町村教育委員会に配布するとともに、東京都教育委員会ホームページに公開
- (エ) 中学校校長会進路対策委員会を通した各中学校長への周知

審議の過程で、高等学校からは「変更点があれば、早い段階で高校からも発信していきたいと考えている。」という意見があった。

中学校からは「大きな変更だと思うので、早めの周知をお願いしたい。」という意見があった。

区市教育委員会からは「進学先として通信制課程を検討している志願者には、広域通信制だけでなく都立の通信制にも注目するよい機会になるだろうと考えている。」という意見があった。

保護者からは「これまで4月以降まで進路が決まらず不安を抱えていた子供たちにとって、早い時期に入学者選抜が行われるのは安心感につながる。周知に関して、なるべく早く情報を提供していくことをお願いしたい。」という意見があった。

また、有識者からは「不登校の生徒たちに、より早く確実に伝えることが必要である。例えば、適応指導教室や学びの多様化学校などに発信していくことも大切である。」という意見があった。

ウ 今後の取組の方向性

通信制課程における前期選抜・後期選抜の実施に当たり、志願者が必要な情報を得られるための周知方法等として、都から発行する案内冊子やリーフレット等によりできるだけ早期かつ確実に情報を発信する。中学校長会進路対策委員会を通した中学校への情報提供や、各都立高校が主催する説明会における説明などでも協力を依頼する方向で進める。

通信制課程における前期選抜・後期選抜の実施について、2月に学力検査による入学者選抜を実施するに当たっての詳細については、インターネットを活用した出願を実施し、入学願書の取下げ・再提出の機会は設けないこと、学力検査は自校で作成する国語・数学・英語の3教科により行うこととし、書類の提出などは、同じ時期に行う全日制課程や定時制課程の選抜に準ずる方向で進める。

2 入学者選抜における調査書の取扱い

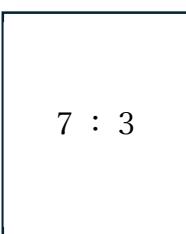
不登校経験のある生徒等が増加を続ける中で、様々な背景をもつ不登校経験のある生徒等が、調査書に心理的負担を感じることなく都立高校を受検しやすくなる制度の構築が求められている。

そこで、令和7年度入学者選抜検討委員会にも前年度と同様に特別部会を設置し「不登校経験のある生徒に対応する入学者選抜制度」について検討するとともに、令和7年度入学者選抜検討委員会においても審議を継続した。

(1) これまでの審議内容

令和7年3月27日に開催した令和7年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会（第5回）において「不登校生徒など、多様な生徒のニーズに対応する入学者選抜の在り方」について、都立高校入学者選抜学力検査に基づく選抜における調査書の活用に関して、以下のように審議を行った。

ア 一部の高校で調査書点の比率を下げることした場合のイメージ

案1 調査書点の比率を下げて選抜		
A校 	B校  8 : 2 9 : 1 又は 10 : 0	<ul style="list-style-type: none">○ 学力検査の得点と調査書点の比率を7:3から8:2や9:1にするなど調査書点の比率を下げる割合の根拠を示すことが困難である。○ 調査書点が残ることで、不登校生徒など、多様な受検者の心理的不安を完全に取り除くことは難しい。○ 調査書点をゼロ（10:0）にすると、「不登校生徒を主に受け入れる学校」であるというイメージをもたれてしまい、他の志願者に影響を与える可能性が高い。

案2 募集人員の一部を特別枠（定員の1割～2割）として選抜

A校	B校	
7 : 3	7 : 3 10 : 0	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の募集人員に対して、どの程度の特別枠を設定するかの根拠や、特別枠を受検する受検者の応募要件の設定が困難である。 ○ 特別枠の応募要件を設定しない場合、限られた枠であるため、不登校生徒などを受け入れる制度として機能しないおそれがある。 ○ 不登校生徒等の増大に対して、枠の比率を見直さねばならず、安定した制度運用とはならない。 ○ 不登校生徒等が優遇されているという誤ったメッセージになるおそれがある。

案3 7 : 3と10 : 0の両方の総合得点を算出し、高い方を採用して選抜

A校	B校	
7 : 3	7 : 3 10 : 0 いずれか 高い方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査書の活用を希望する受検者にも、不登校生徒など調査書の活用に心理的負担がある受検者にも、受検しやすい制度となる。 ○ 不登校生徒等が優遇されているという制度ではないため公平感がある。 ○ 「不登校生徒を主に受け入れる学校」であるというイメージをもたれることもなく、他の志願者に影響を与える可能性も低い。 ○ 受検者自身で総合得点を算出することが容易である。

イ 委員からの主な意見

<中学校>

- 案1と案2は、不登校の生徒への対応が強調されており中学校にどう説明するかということがなかなか難しい。その点、案3は、受検してみて7 : 3と10 : 0のうち高い方が自分の点数になるということなので、誰もが公平に扱われており説明のしやすい制度である。案3が中学校の生徒にとっては理解がしやすく、教員にとっても説明がしやすい。
- 多様な子供たちが不安なく受検に臨めるのはよいことである。一方、中学校は点数だけでなく、学びに向かう力などを学習指導要領に基づいて評価しているが、10 : 0になったときに学びに向かう力を入学者選抜の中で担保できるのかという課題が想定される。
- 不登校の経験のある生徒で広域通信制の高校を希望する生徒が非常に多い理由は、広域通信制の高校は早期に合格が出るし、入学してから多様な学びが用意されているからである。選抜方法の検討とともに、入学してからの多様な学びの提供も、今後の視点として重要であると考える。
- 仮に10 : 0となったときに、生徒が中学校での学習について安易に考えてしまわないかということが懸念される。また、調査書の評価・評定に斜線 / (スラッシュ) が記載されている場合の扱いを含めた検討も必要であると考える。
- 不登校の生徒ではなく、例えば体育や美術が非常に苦手という生徒は、学力検査にかけるというケースもあり、その意味では選抜の多様性が広がり、良い方法なのではないか。

<高等学校>

- 案2は選考の際、枠によって異なる二つの作業が必要になるので、入試採点システムによる採点を実施していても、誤りが生じるおそれがある。また、この方法は募集人員の一割において「調査書点を評価に含めず学力検査の点数のみで評価する」方法として、かつて実施し検討を経て廃止となつた選抜方法と同様のイメージのものであり、同様の方法を制度として位置付けることは難しい。案3が不登校経験のある生徒に特化したものではなく、受検生にとって最も受け入れやすいのではないか。案3と決めた際には、第二次募集や分割後期募集で行っている現行の比率をどうするか、併せて考える必要がある。
- 不登校生徒の場合、受検生が抱える不安として調査書がある。一方で、調査書に自分の有利な部分があると考える生徒もいる。案3は多くの受検生にとって公平で信頼できる方法であり、多くの都立高校でこの方法を実施することがよいのではないか。

<区市教育委員会>

- 案3は調査書点が低くならざるを得ない生徒にとって選択の幅が広がるなど魅力的だが、「調査書点が0だからその学校を受検しよう」と考える生徒は全体としては少ないのでないかと思う。多くの生徒は、調査書点だけでなく、当日の学力検査の点数も不安に思っている。入試だけの話ではなく、入学後にどんな支援ができるかということも同時に発信し、それが生徒や保護者に定着していくと、当該生徒にとって、頑張って勉強しようという目標になるのではないか。

<保護者>

- 案3のように、調査書についての心理的負担がなく受検機会を得られるのはとてもありがたい。
- 公平性について保護者の立場から考えると、案1や案2は、不登校の生徒が多少有利に見える。案3が最もよいと思うが、7：3の「3」の部分は生徒の成長をみるために大事な部分でもあり、意義を大切にしてほしい。

<有識者>

- 不登校の生徒にとって、調査書点が伸びないということだけで入試を諦めるということにならないようにしているのが今回の案である。中学校でどういう学びをしてきて、それを高校にどうつなげるかという視点は欠かせない。調査書点をみるということは、そのような意義もある。案3は、学力検査の得点と調査書点の比率を自分で選ぶのではなく、得点の高い方を使うとしていることから、不登校の生徒だけを特別に扱っているのではないことが分かる。様々な立場の生徒がいて、その生徒たちの立場に立った選択肢を増やす必要がある。

ウ 委員からの主な意見を踏まえた方向性

- 不登校経験のある生徒等が増加を続ける中で、様々な状況を抱える多様な生徒が、希望すれば進学者として全日制普通科の学校も前向きに選択することができるることを目指す。
- 学力検査の得点と調査書点の比率について、7：3と10：0の両方の総合得点を算出し、どちらか高い方を本人の得点として選抜する案3は、様々な生徒がいることを前提とした上で、誰もが自分の強みを發揮して学ぶ環境を目指す前向きな仕組みであり、この方向で検討を進める。
- 令和6年10月、都立高校における困難を抱える生徒たちの学びや成長を支える学習・教育環境の充実を図るために策定した「都立高校におけるチャレンジサポートプラン」で新たな受入環境充実校として改編される深沢高校において早期に導入することを視野に入れ、次年度の入学者選抜検討委員会で引き続き検討を進める。

(2) 新たな受入環境充実校として改編する深沢高校への導入

令和6年10月、都立高校における困難を抱える生徒たちの学びや成長を支える学習・教育環境の充実を図るため「都立高校におけるチャレンジサポートプラン」が策定され、これに基づく新たな受入環境充実校として深沢高校が令和8年度から生徒募集を開始することとなった。このことに伴い、本委員会では、深沢高校における新たな入学者選抜方法の導入に係る課題への対応とともに、新たな入学者選抜方法の今後の展開等について審議した。

＜都立高校におけるチャレンジサポートプラン（令和6年10月）抜粋＞

取組の方向性

- 困難を抱える生徒の多様なニーズに適切に応えていくためには、生徒の実態にきめ細かく対応した教育内容等の充実を図る必要があります。また、困難を抱える生徒にとって望ましい学習・教育環境として、悩みを相談できる体制をより充実させるとともに、その悩みに応じた適切な支援を行ふことも必要です。さらに、生徒間の交流の機会を確保し、部活動や学校行事などの活動を行える学習・教育環境を用意していくことも重要です。そのため、多様な生徒の受入環境の充実に向けて学校の再編等を進めます。（略）
- 不登校経験のある生徒や日本語指導が必要な生徒等の入学者選抜の在り方について、多様化する生徒のニーズを的確に捉え、必要な改善を行います。

多様な生徒の受入環境充実に向けた再編

- 困難を抱える生徒の背景や事情は様々であり、相談体制の充実や柔軟な学習・教育環境が必要となります。困難を抱える生徒も含め、生徒の多様性に幅広く対応できる学校として、昼夜間定時制高校のチャレンジスクールとは別に、柔軟できめ細かな教育課程や教育相談体制の充実を図った新たなタイプの学校を開校します。新しいタイプの学校においては、多様な生徒間の交流の機会を確保していきます。

対象校	実施計画		
	7年度	8年度	9年度
深沢高校 【新たな受入環境充実校へ改編】		新たなタイプの学校として生徒募集開始 〔令和10年度改編完了〕	→

審議の過程で、高等学校からは「昨年度の議論を踏まえて、調査書の取扱いを変更する方向性には問題がないと考えている。不登校経験のある生徒が増えている現状を考えると、調査書について不安を抱えている生徒は非常に多い。受検者にとって最も重要なのは精神的な不安を解消していくことであり、調査書点の比率の見直しは、そのための制度である。まずは普通科の高校を受けてみようという生徒にとっての心理的負担を取り払うことが大前提であることから、このような形で進めるのがよい。」、「調査書点を用いる算出方法と、調査書点を用いない算出方法との両方を考えることは、多様な受検者のニーズに応えることになるので、この方向性が非常によい。将来的には、多様な状況を抱えている生徒のために、深沢高校だけでなく、他の学校にも広げてもらいたい。」、「入学の相談

時に、不登校経験のある生徒・保護者等からの相談が増えている。7：3と10：0のそれぞれの総合得点のいずれか高い方を採用して選抜する制度が導入されれば、そういった相談時においても前向きな声掛けがしやすくなる。」、「新しいタイプの学校を作る試みの一つとしてよいと思う。ただし、この制度を都立高校全体に広げていく場合には、計画している制度と学校ごとの課題を擦り合わせて、丁寧に整理していく必要がある。」、「深沢高校の新しいチャレンジは大変前向きでよい。本校には、評価・評定に斜線 / (スラッシュ) が記載されている受検生が一定数いるが、この制度が導入された場合は、斜線 / (スラッシュ) が記載されている生徒の調査書点の扱いはどのようになるのか検討が必要である。」という意見があった。

中学校からは「調査書に反映されないけれども、自分の強みをもっている生徒等、多様な生徒、力のある生徒をどのようにして高校に進学させるかということは、中学校としても課題であるので、深沢高校に導入する方法を踏まえて、生徒の進学についてより幅広く考えていけたらよいと思う。」、「不登校の生徒がこの制度を活用してみようと思う可能性はあるが、5教科の学力検査に対しては抵抗感があるのではないかと思う。広域通信制の高校との比較で都立に進学するかどうかを考えることになるだろう。この制度を導入した結果、不登校経験のある生徒等の受検行動がどのようになるかは、まだ1校なので、中学校としても分からない。この制度をどのように広げていくかという点については、慎重に議論すべきである。」、「中学校の立場からすると、チャンスを広げていただけることはありがたい。具体的な学校をどうするか、どの学校にこの制度を広げていくのか、また、これまでのチャレンジスクールとの違いという点で、どのような形で制度の見直しが行われていくのか、慎重に検討していく必要がある。」という意見があった。

区市教育委員会からは「不登校経験のある子供の立場から見たときに、不登校経験があるということについて、配慮されるのか、高校に受け入れてもらえるのかが心配でネガティブな考えになる。深沢高校のような新しい取組は『自分にもチャンスがある』というポジティブな捉え方ができるような改革であるべきだという意味で、大きな一歩であると考える。今後、どの地域の学校にどのようなスケジュール感で広がっていくかを示していただけると、この制度がより効果的なものとなり、生徒たちにとってもよりよい改革になる。」という意見があった。

保護者からは「子供たちにとって、次のステップに進むための機会を広げていただいたことがありがたい。この機会を生かして高校に入ってからの子供たちがどういった形で成長していくのかという点が、今後この制度が拡大していくかどうかの一つの要素になる。」、「これまで議論してきた調査書の取扱いに関する新たな選抜方法を、まず深沢高校で行うことは賛成である。初めてのことなので、まずはやってみるのがよい。応募人員が増加せず『効果が薄かった』という印象を与える結果にならないように取り組む必要がある。子供たちにとってこの制度が明るく見えることが大事だ。今後、各地域でこうした学校を増やしていくために、最初の一歩を慎重に行うことが大事だ。」という意見があった。

有識者からは「大学にも不登校経験のある学生も多く在籍している。高校入試の制度は昭和30年代から様々な視点で検討され、改善されてきている。実際に導入すると課題が出てくるが、その都度検討し改善していくべきだ。不登校は、いつ、誰の身にも起こり得る。まず深沢高校で始めながら、様々な子供たちの可能性や機会を保障するというメッセージを出すために、今後、他の学校でこの制度を適用することについて慎重に検討を継続するとよいのではないか。」という意見があった。

(3) 新たな受入環境充実校への導入に向けた課題の整理

本委員会は、新たな選抜方法を、新たな受入環境充実校である深沢高校へ導入する際の手順を確認するとともに、これまで検討してきた中で出された委員会における意見を踏まえ、導入に当たっての課題について、以下のように整理し、対応策についての検討を行った。

ア 深沢高校に導入する新たな選抜方法の手順

学力検査の得点と調査書点の比率について7:3と10:0の両方の方法で算出(1000点満点)し、どちらか高い方を本人の得点とした上で、スピーキングテストの結果(20点満点)を加えた総合得点(1020点満点)を用いて選抜する。

〈手順〉

- ① 7:3を用いた換算(700点満点に換算した学力検査の得点+300点満点に換算した調査書点)=1000点満点と10:0を用いた換算(1000点満点に換算した学力検査の得点)=1000点満点を算出
- ② ①のうち高い方の得点を採用(1000点満点確定)
- ③ ②に点数化したESAT-J YEAR3の結果20点満点分を加算(1020点満点確定)
- ④ ③を総合得点順にソート
- ⑤ 当該都立高校の募集人員に対して過不足のないように決定した合格候補者数に相当する人員を総合成績(総合得点)の順により決定し、これを当該都立高校の合格候補者とする。

イ 新たな選抜方法における課題と対応

〈課題〉

- ① 第一次募集の実施方法の方向性は決まったが、第二次募集等の選抜方法をどのようにするか。
- ② 出席日数が少ないため、参考にできる資料等を活用しても観点別学習状況の評価又は評定を行うことができないと中学校長が判断し、調査書の評定に斜線/(スラッシュ)が記載されている場合の調査書点の取扱いをどのようにするか。
- ③ 学力検査の得点と調査書点の比率を10:0とする場合、学びに向かう力の評価についてどのように行うか。

〈各課題への対応〉

- ① 第二次募集等の選抜方法について

現行の第二次募集及び追検査における選抜方法等の確認

分割後期募集・全日 制第二次募集	<ul style="list-style-type: none">・学力検査は国語、数学及び外国語(英語)の3教科・学力検査の得点と調査書点の比率は、<u>6:4</u>
追検査	<ul style="list-style-type: none">・学力検査は国語、数学及び外国語(英語)の3教科・理科・社会の内容を含む学校設定検査を実施する学校は、学校設定検査の得点も学力検査の得点に加算・学力検査(学校設定検査の得点を含む)と調査書点の比率は、<u>7:3</u> (芸術に関する学科・体育に関する学科は6:4)

<対応>

○ 第二次募集における選抜方法

案	メリット	デメリット
1 6 : 4 を用いた換算得点と 10 : 0 を用いた換算得点 の高い方を用いて選抜す る。	○従来どおりであり、他校と 同様の比率(6 : 4)と新しい 比率(10 : 0)を比較す るため、混乱が生じにくい。	○調査書を活用する際の比率 が第一次募集(7 : 3)に比 べて高まるため、調査書に 対する不安感が高まる。
2 7 : 3 を用いた換算得点と 10 : 0 を用いた換算得点 の高い方を用いて選抜す る。	○第一次募集と同様の比率で 比較するため、調査書の活 用への不安感を最小限に抑 えられる。	○調査書点を用いる場合の比 率が、従来の比率(6 : 4) と変更となることによる混 乱が生じかねない。
3 6 : 4 を用いた換算得点を 用いて選抜する。	○従前と全く変更がないので 混乱が生じる可能性は低 い。	○新たな選抜方法の趣旨が生 かされない。

○ 追検査における選抜方法

案	メリット	デメリット
1 7 : 3 を用いた換算得点と 10 : 0 を用いた換算得点 の高い方を用いて選抜す る。	○第一次募集と同様の比率で 比較するため、調査書の活 用への不安感を最小限に抑 えられる。	○学校設定検査を設定しない 場合、学力検査を実施する 3教科の得点で「7 : 3」と 「10 : 0」を比較するため、 3教科の比重がより高まる。
2 7 : 3 を用いた換算得点を 用いて選抜する。	○従前と全く変更がないので 混乱が生じる可能性は低 い。	○新たな選抜方法の趣旨が生 かされない。

② 評定に斜線 / (スラッシュ) が記載されている場合の調査書点の取扱いについて

現行の実施要綱における規定の確認

在学する中学校から成績一覧表が提出されていない受検者、成績一覧表の除外人員となっ
ている受検者及び評定を行うことができずに評定が斜線 / (スラッシュ) となっている教科のあ
る受検者については、学力検査の得点等の参考にできる資料を活用して当該都立高校が調査書
点を求める。

<対応>

- 評定に斜線 / (スラッシュ) が記載されている場合の取扱い

案	メリット	デメリット
1 従前のように学校が適切に定めた方法で各教科の学習の記録を処理して学力検査点と調査書点の比率「7：3」による合計得点を算出し、7：3を用いた換算得点と10：0を用いた換算得点の高い方を用いて選抜する。	○従前と同じ方法に加えて10：0と比較できるため、より安心感が得られる。	○学力検査の得点等の参考にできる資料を活用して当該都立高校が求める調査書点を使ってでも「7：3」を用いる意味があるのか検討が必要。
2 10：0を用いた換算得点のみを選考に用いて選抜する。	○各学校が適切に定めた処理方法でも不安な生徒にとって、不安がない。	○斜線 / (スラッシュ) も含むが中学校の学習をみてほしい生徒にとって、その機会を失う。

③ 学びに向かう力の評価について

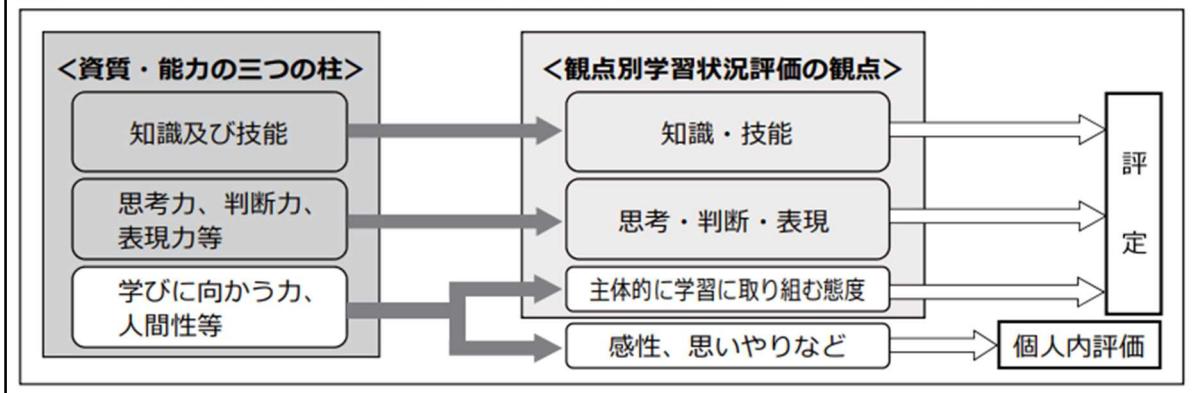
<課題>

学力検査の得点と調査書点の比率について7：3と10：0の両方の方法で算出し、どちらか高い方を本人の得点として選抜に用いる方法において、10：0の方を選抜に用いる場合、「学びに向かう力」を何によって評価するのかを検討する必要がある。

○「学びに向かう力」の評価について

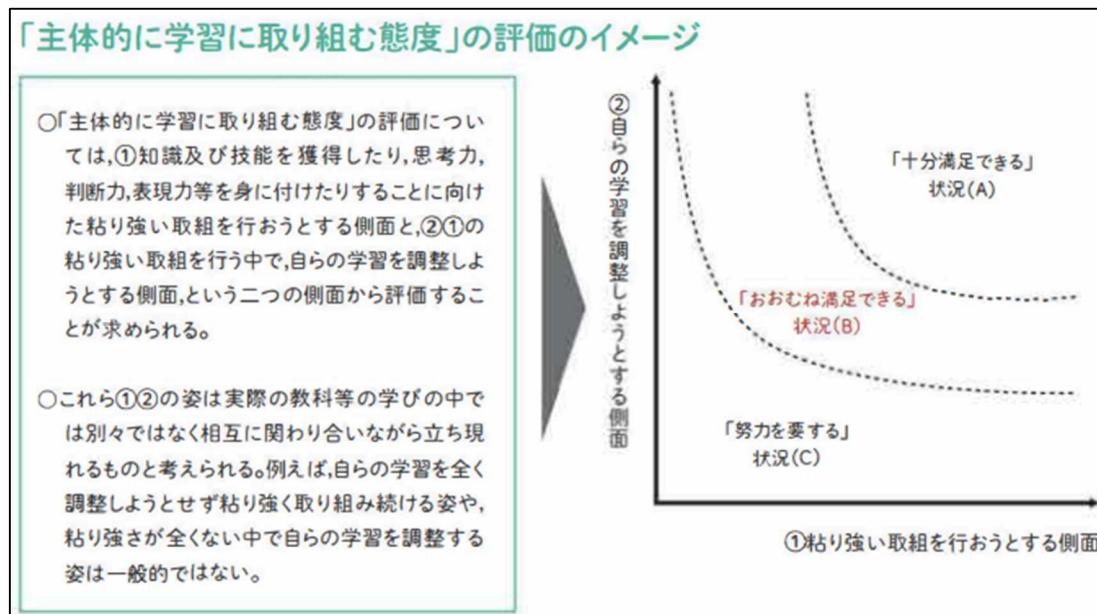
「指導と評価の一体化を目指して」(東京都教育委員会 令和2年9月) より

各教科における評価は、学習指導要領に示された各教科の目標や内容に照らして学習状況を評価するものです。特に「学びに向かう力、人間性等」は、「主体的に学習に取り組む態度」として観点別学習状況の評価を通じて見取ることができる部分と、観点別学習状況の評価や評定にはなじまない、個人内評価を通じて見取る部分があります。「感性や思いやり」など児童・生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況などについては、積極的に評価し、児童・生徒に伝えることが重要です。



○主体的に学習に取り組む態度の評価について

「学習評価の在り方ハンドブック」（国立教育政策研究所教育課程研究センター 令和元年6月）より



<対応>

課題に対する見解は以下のとおりとする。

学力検査の得点と調査書点の比率について7:3と10:0の両方の方法で算出し、どちらか高い方を本人の得点として選抜に用いる方法は、不登校の経験がある生徒など、調査書の点数が十分でなく不安を抱える生徒に配慮した選抜方法であり、調査書において「主体的に学習に取り組む態度」の評価をみることは難しい。ただし、10:0の比率により算出した総合得点を選抜に用いた場合であっても、「主体的に学習に取り組む態度」は他の二つの観点と相互に関わりがあることから、他の二つの観点と同様、学力検査において、一定程度みることができるものであると考える。

審議の過程は以下のとおりであった。

① 第二次募集等の選抜方法について

高等学校からは「第二次募集は学力検査の実施教科が少ないことを考えると第一次募集とは状況が異なるが、作業する学校側が混乱しないような方法とするのがよいと思う。案1（6:4を用いた換算得点と10:0を用いた換算得点の高い方を用いて選抜する方法）か、案2（7:3を用いた換算得点と10:0を用いた換算得点の高い方を用いて選抜する方法）のどちらかであると思う。」、

「案1がよいと考えている。第二次募集は学力検査の実施教科数が3教科であることを根拠に6:4にしているという実態があるならば、7:3にしたときに説明がつかなくなるのではないか。」という意見があった。

中学校からは「新たな入学者選抜方法を導入するのは今後も深沢高校だけなのか、それともこの入学者選抜の方法を他の学校でも広げていくかということがはっきりしないと判断するのは難しい。」という意見があった。

② 評定に斜線 / (スラッシュ) が記載されている場合の取扱いについて

高等学校からは「従前のように学校が適切に定めた方法で各教科の学習の記録を処理して学力検

査点と調査書点の比率「7：3」による合計得点を算出し、7：3を用いた換算得点と10：0を用いた換算得点の高い方を用いて選抜するという案1が混乱は少ないと考える。」、「案1でよい。受検者にとってより安心感が得られると考える。」、「これまで調査書の評定に斜線／（スラッシュ）が記載されており調査書点が算出できなくても、参考になる資料を活用して受検者が不利にならないように調査書点を算出していった。調査書点と学力検査の得点を組み合わせて活用することで、自分が有利な方で受検ができるということは、受検生にとってプラスになると考えられる。」という意見があった。

中学校からは「受検生の不安がないということを考えると、案1である。従来どおりの方法を新たな方法と組み合わせた形がよいと考えられる。」という意見があった。

③ 「学びに向かう力、人間性等」の評価について

高等学校からは「未来に向けて頑張れという話をしているので、なかなか学校に来られない生徒たちにとっては、受検に向かうことがそもそも学びに向かうことの意思表明であると考えている。調査書点がないことによる不安を払拭することで、高校に入ってから頑張るのだという意欲が出てくるのではないか。」、「学びに向かう力・人間性は、実際に受検をして高校に入学したいという意思をもって受検しているので、学力検査でも一定程度、測れると考えている。」という意見があった。

中学校からは「不登校の生徒をまず受検に向かわせるのは難しいことであるが、受検するということは、高校生活、未来に向かって勉強していきたい、力を付けたい、という意欲の表れかと思うので尊重していきたい。学力検査においても、他の二つの観点と相関性があるとされているので、そちらで見取ることもできるはずである。また、意欲ということであれば、受検すること自体が学びに向かう力の表れであると考えられる。」という意見があった。

(4) 新たな選抜方法の今後の展開

本委員会は、これまで検討してきた中で出された意見を踏まえ、新たな選抜方法を他校へ展開する際の進め方等について、以下のように整理し、検討を行った。

ア 新たな選抜方法の他校への展開に関するこれまでの本委員会における意見のまとめ

- 様々な子供たちの可能性や機会を保障するというメッセージを出すために、今後、他の学校でこの制度を適用する学校をどのように広げていくのか慎重に検討する必要がある。
- 深沢高校に入学した後、生徒たちがどのように成長していくのかという点が、今後この制度が拡大していくかどうかの一つの要素になる。
- この制度を都立高校全体に広げていく場合には、計画している制度と学校ごとの課題を擦り合わせて、丁寧に整理していく必要がある。
- どの地域の学校にどのようなスケジュール感で広がっていくかを示していただけだと、この制度がより効果的なものとなり、生徒たちにとってもより良い改革になる。

イ 高等学校長及び中学校長対象のアンケート調査結果（令和7年3月実施）

「調査書の比率を変更する場合の募集人員の設定・規模等について検討を進める上でどのような課題が考えられるか」についての主な意見

【高等学校】（調査対象 220校）

- 不登校の生徒が出席したくともできず、調査書によって不利になるため私立への進学を希望するというケースが生じている。調査書点の比率見直し、あるいは調査書を見ないことによって、特に発達特性や不登校経験のある生徒が都立高校にアクセスしやすくなると考える。
- 中学校での一定数の評価は重要である。全都立学校への導入ではなく、一部の学校での配慮事項とすることがよいのではないかと感じる。
- 調査書点は、学力検査は苦手でも日頃努力している生徒を評価することができるため、変更には不登校生徒だけの立場で考えず、多角的に考える必要がある。
- 不登校経験のある生徒に配慮して、仮に調査書を見ないということになったとしても、その効果が分からないので、できる限り小規模で始めるべきである。

【中学校】（調査対象 53校）

- 調査書点を無くすことで、心理的負担が小さくなる。
- 中学校には登校できないがこの高校なら進学して通いたいと切望する生徒もいる。しかし、調査書点が伸びないため、受からないと諦めた生徒もいる。中学校でも、不登校生徒に対する評価・評定を出すよう引き続き努めなければならないが、調査書点が伸びなくても全日制高校を諦めないで受検できるようになることを願う。
- 学力検査の得点と調査書点の比率の変更は、当該の都立高校がどのような生徒の入学を期待するか、というメッセージとなる。不登校生徒の心理的負担に寄り添う方針であれば納得できるが、一般的な視点で実施に踏み切る場合、中学校現場への影響も視野に入れておく必要がある。
- 中学校生活を真面目に頑張っている生徒が損をしないようにしてほしい。不登校生徒への配慮のはずが、やむを得ない理由もなく中学校へ登校せず、進学塾にのみ通うといった生徒が有利になる制度になってしまふ可能性がある。調査書を使用しない選抜方法を導入する際は、募集人員は極少数に限った方がよい。

審議の過程で、高等学校からは「多摩地域には不登校生徒等に対応した学校が少ないようだ。まずは地域のターゲットを絞ってやっていくのがよいのではないか。」、「この選抜方法を取り入れることで、一定のイメージを印象付けるようになってほしくないと考える。不登校対応でこうした選抜方法を取り入れるとなった時に、導入した学校が不登校等への対応に特化した学校なのだ、という固定観念や先入観を植え付けるような気がしている。最終的には不登校生徒であっても、どの学校でも今回の選抜方法によって進学できる可能性があるという思いをもってもらえる体制になるとよい。一方で、全都で実施していくということには懸念がある。いずれにしても、偏った印象付けにつながってほしくないとは考えている。」という意見があった。

中学校からは「広く配置していくことが大事である。」という意見があった。

保護者からは「東部中部西部などと分けると、チャレンジスクールなど不登校生徒等に対応した学校は一応すべての地域にあるのかなと考えられる。しかし、西部にもう一校あってもよいのではないかと感じる。どれほどの範囲でこの選抜方法を適用していくのかというところは気になっている。高校の保護者などが集まる場で新たな選抜方法について話題にしたところ、今後、中学校に行かずに塾に行かせればよいと考える者も出てくるのではないかという話もあった。」という意見があった。

有識者からは「深沢高校は、新たな受入環境充実校という新しいタイプの学校であり、深沢高校における新たな入試方法として提示された方法は、不登校経験のある生徒にも配慮されたものだと受け止めている。この新しいタイプの深沢高校に適用する入試方法を、そのまま他の学校にも適用できるのかどうかについては、丁寧に検討する必要がある。また、不登校経験のある生徒が自らの適性や進路希望に応じて、様々な都立高校にチャレンジできるよう検討を継続することが必要である。」という意見があつた。

(5) 今後の取組の方向性

困難を抱える生徒の多様なニーズに応えられるようこれまで検討してきた、学力検査の得点と調査書点の比率について7：3と10：0の両方の方法で算出しどちらか高い方を本人の得点として選抜する新たな選抜方法を、令和8年度入学者選抜では新たな受入環境充実校として改編する深沢高校の入学者選抜において導入する方向で進める。

仮に同校において第二次募集を行う際には、従来の分割後期募集で実施している6：4と10：0の両方の方法で算出しどちらか高い方を本人の得点として選抜することとする。また、追検査を実施する際には、第一次募集の追検査であることを踏まえ、第一次募集と同様の比率である7：3と10：0の両方の方法で算出しどちらか高い方を本人の得点として選抜することとする。その他、評価・評定に斜線／（スラッシュ）が記載されている場合の扱いについては、従来のとおり学力検査の得点等の参考にできる資料を活用して同校が求めた調査書点を用いて算出した7：3と、10：0の両方の方法で算出しどちらか高い方を本人の得点として選抜することとする方向で進める。

学力検査の得点と調査書点の比率について7：3と10：0の両方の方法で算出しどちらか高い方を本人の得点として選抜する新たな選抜方法の今後の展開については、新たな受入環境充実校と同様の校内体制を備えることと、新たな入学者選抜方法を組み合わせて考えるのがよいのか、又は、そのような特別な校内体制を設けない学校においても新たな選抜方法を適用していくことを考えるのがよいのか、あるいはその他によい方法があるのかという視点も含め、今回深沢高校で導入した取組の成果や実施状況等を十分検証し、ニーズを把握するなどした上で、方向性について慎重に検討する。

3 受検者の多様なニーズ等に対応する入学者選抜の在り方

(1) 専門学科における選抜方法

専門学科は、職業に直接結び付く知識や実践的技術を学ぶ学科であり、その選抜においては意欲や適性等をみることが重要であるが、現行の制度では普通科と同様、一律5教科の学力検査を実施している。専門学科への志願者数が減少し応募倍率が低迷する中で、入学者選抜においても専門学科としての特色を十分打ち出すことが重要であり、各高等学校のスクールポリシー（期待する生徒の姿な

ど)に基づく選抜方法の検討が必要であることを踏まえ、令和7年度入学者選抜検討委員会で各高等学校のスクールポリシーに基づく選抜方法について検討を行った。その結果、受検者の当該学科に関する学力や適性等をみるために、各高等学校の特色やスクールポリシーに応じて学力検査を実施する教科を設定できるようにするとともに、受検者の当該学科に関する意欲や適性等をみるために、面接や作文等、学力検査以外の検査の実施や、選抜に用いる資料の提出を事前に求めるなど、各高等学校の特色やスクールポリシーに応じて検査を実施できるようにする方向で引き続き検討を進めるとした。

本委員会では、専門学科における高等学校の特色やスクールポリシーに応じた選抜方法について検証・検討を行った。

ア 令和7年度入学者選抜第一次募集・分割前期募集における専門学科の選抜方法について
(「令和7年度東京都立高等学校入学者選抜実施要綱・同細目」より)

(ア) 学力検査5教科で実施している学科(12学科)

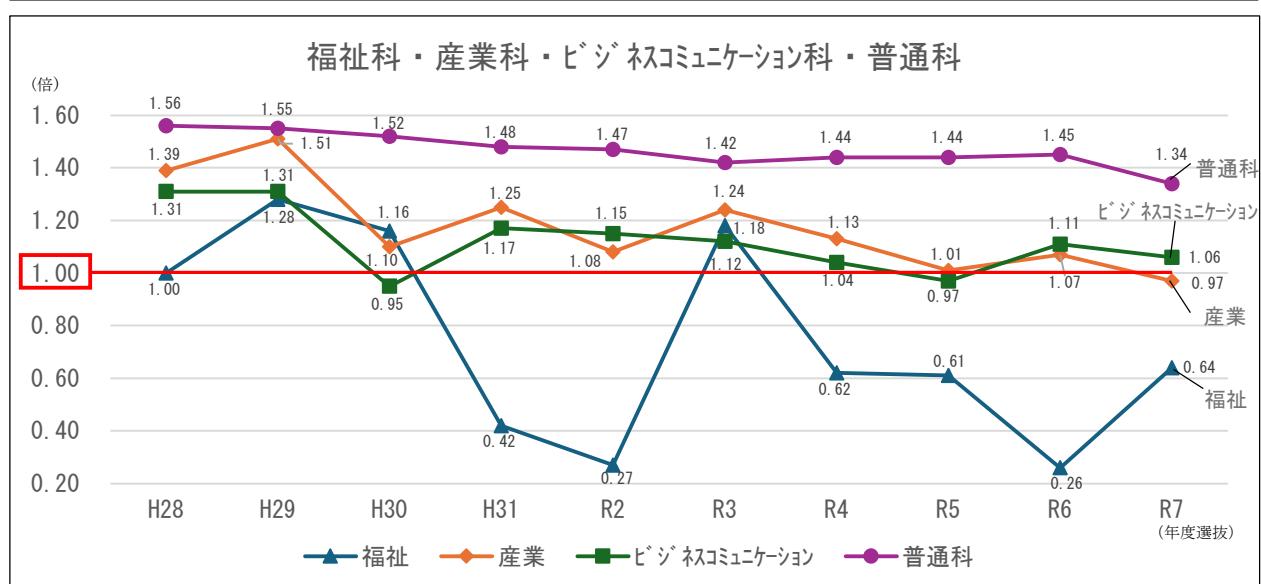
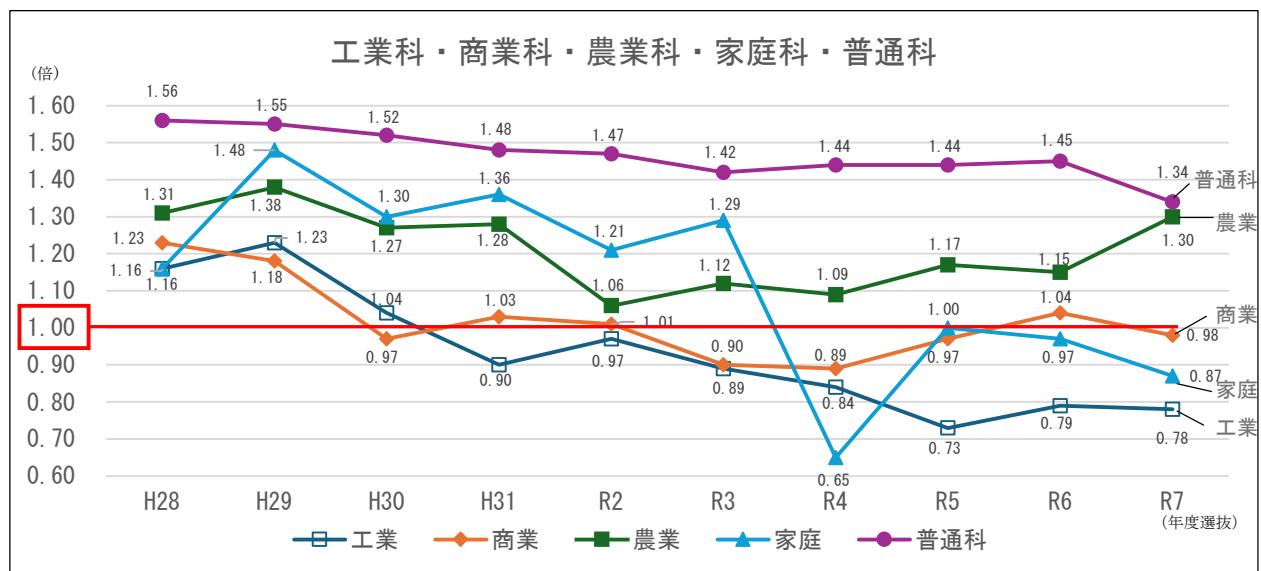
学科	学校数	学力検査の教科	学力検査：調査書	傾斜配点 その他の検査
商業	7	国数英社理	7 : 3	
ビジネスコミュニケーション	2	国数英社理	7 : 3	○2校において 傾斜配点を実施
工業	14	国数英社理	7 : 3	
工業 (エンカレッジスクール)	2	実施しない	—	○中野工科高校は面接 と実技検査を実施 ○練馬工科高校は面接と 小論文・作文を実施
科学技術	2	国数英社理	7 : 3	○2校において 傾斜配点を実施
農業	5	国数英社理	7 : 3	
水産	1	国数英社理	7 : 3	
家庭	4	国数英社理	7 : 3	
福祉	2	国数英社理	7 : 3	
理数	2	国数英社理	7 : 3	○立川高校は 国・数・英を自校作成 ○科学技術高校は 傾斜配点を実施
国際	1	国数英社理	7 : 3	○国際高校は 英語を自校作成 ○傾斜配点を実施

併合	3	国数英社理	7 : 3	
産業	2	国数英社理	7 : 3	

(イ) 学力検査3教科及び実技検査で実施している学科(2学科)

学科	学校数	学力検査の教科	学力検査:調査書	その他の検査
芸術	1	国数英	6 : 4	実技検査
体育	2	国数英	6 : 4	実技検査

イ 第一次募集・分割前期募集における応募倍率等の推移



ウ 高等学校長及び中学校長対象のアンケート調査結果（令和7年3月実施）

「専門学科における入学者選抜について、受検者の当該学科に関する意欲や適性等をみるため有効だと考える手段」についての主な意見

【高等学校】（調査対象 220校）

(ア) 専門学科設置校の主な意見

- 現在、4年制大学進学者も増加しており、専門学科においても学力は必要であるため、学力検査は普通科と同様に実施するべきだと考える。
- 学力検査が一番受検者の成績を客観的に評価できる。
- 学校の教育目標や学科への理解が進んでおらず、志望の動機がはっきりしていないケースが多くあり、中途退学者の増加につながっているため、「面接」、「各校の実態に応じた学力検査における実施教科（数）の設定」、「選抜に用いる資料の事前提出」が必要ではないか。
- 「各校の実態に応じた学力検査における実施教科（数）の設定」、「面接及び作文（小論文）を除く学力検査以外の検査」など、学科においてメインとなるような実習科目への適性を判断できる学力検査が必要である。
- 専門学科でも進学する生徒が増えており、従来どおりの5教科の学力検査を基本とすることが望ましい。改編する必要があるなら、短時間の面接よりは作文の方が生徒の学力や目的意識を判断しやすい。面接は人と時間の制約が大きく、学力検査と併せて一日で実施することは困難である。

(イ) 専門学科設置校以外の主な意見

- 専門学科の入学者選抜を多様化しても、倍率の出ない現状を改善する効果は期待できず、事故のリスクが増えるだけである。
- 中学生が高校を選ぶ際に、入試の種類が多く、複雑化する印象を与えることが考えられる。
- 専門性を見たいが、面接等で対応力の高い受検者の本当の専門性を測れるかが疑問である。
- 専門学科の検査教科数を5教科から任意の3教科にした場合、中学校での教科指導が困難になるとともに、高校入学後、授業についていけない生徒が増加する懸念がある。

【中学校】（調査対象 53校）

- 個別最適な学び等、興味・関心が多様化する中で、専門学科の存在は大きいと思う。生徒の学びたいことを知る上で、学力検査以外の面接等で把握することは有効ではないかと思う。
- 仮にそれぞれの高校における選抜方法が異なり、多様になった場合、中学校はそれぞれの選抜方法に応じた指導を求められても対応が難しいことが想定される。
- 客観性を確保することや中学校の指導内容が増えることなど配慮しなければならないことが多い。

審議の過程で、高等学校からは「依然として多くの工科高校では5教科での実施を希望している。3教科による入学者選抜の実施について、一定数の工科高校は肯定的であるが、教科を減らすだけ

は、実際に応募者はそれほど変わらないのではないかと考えている。まずは受検者にとって魅力のある学校を目指し、学校としての在り方を見直してから、入学者選抜の制度を変えていく方がよい。」、「専門学科でも進学を希望する生徒が多い状況である。入学者選抜における学力検査実施教科を減らすことによって、入学後の進路選択の際に、選択の幅を狭めてしまうことにつながるのではないかと危惧する。」、「専門学科と普通科は学校の特色が異なるものであるが、専門学科へ提出した入学願書を取下げ、普通科に再提出した受検生が複数いると聞いている。学力検査の実施教科数を減らすことよりも、学校の特徴をより明確に打ち出せるようにするべきである。」という意見があった。

中学校からは「受検生は進学先で何を学びたいかを考えて進学先を選んでいる。入学者選抜の学力検査での教科数によって進学先を選んではいないはずである。」、「専門学科は学科名からも、どのような職業と結び付きがあるのかイメージしやすい。一方で、生徒が何を学びたいのかを把握し、どの学校で何を学ぶことができるのかを生徒に伝えていくことは中学校側の課題である。また、高校としてはどのような教育活動を行うかも合わせて、適切な入学者選抜の方法について考える必要がある。」という意見があった。

区市教育委員会からは「区として子供たちの学ぶ姿勢を大切にして、幅広い知識を身に付けることが子供たちの可能性を広げることにつながると考え、学力向上を目標に掲げている。学力検査の実施教科数については、慎重に検討することが必要だと思う。」という意見があった。

保護者からは、「子供たちの学力だけでなく、その学校で学びたいという気持ちを汲み取ってもらえるとありがたい。特定の分野における専門性を磨くことも大切であるが、進路選択の可能性を広げていくことも同様に大切である。」、「専門学科は、各分野や学校によってそれぞれの特色がある。このことから、専門学科として統一した入学者選抜の是非を議論することは難しい。高校の特色を受検者によく知ってもらうことが先である。専門学科について、受検生だけでなく広く都民に知ってもらうことが課題である。」という意見があった。

有識者からは「専門学科の入学者選抜においては、学力検査を実施する教科の数ではなく、専門学科でどのような子供たちを育てるのかが大切である。一口に専門学科といっても様々である。例えば、工科高校の中でも学校によってそれぞれの特色があるので、これまでも発信してきたはずであるが、今後も更に発信していくべきである。専門学科があることも、公立高校の特色である。制度については引き続き議論が必要である。」という意見があった。

エ 今後の取組の方向性

専門学科は、職業に直接結び付く知識や実践的技術を学ぶ学科であり、その選抜においては意欲や適性等をみることが重要であるが、中学校3年間の学習の成果をみるために、現行の制度では普通科と同様、一律5教科の学力検査を実施しており、令和8年度入学者選抜においても引き続き5教科の学力検査を実施していく方向で進める。各高等学校の特色やスクールポリシーに応じて実施する検査内容を、学校ごとに実態に応じて定められるようにすることについては、引き続き検討を行う。

(2) 定時制課程における選抜に係る志願変更

全日制課程の学力検査に基づく選抜については、第一次募集・分割前期募集及び分割後期募集・第二次募集とともに、一度入学願書を提出した後、応募倍率を勘案し、入学願書を取下げ、再提出を行う志願変更の機会を設定している。一方、定時制課程について、第一次募集は志願変更の機会を設けておらず、第二次募集のみ志願変更の機会を設けている。

本委員会では、定時制課程第二次募集における志願変更に係る制度について課題があるかについて検討した。

ア 東京都立高等学校入学者選抜実施要綱（抜粋）

（「令和7年度東京都立高等学校入学者選抜実施要綱・同細目」より）

事 項		定時制 第一次募集	定時制 第二次募集
出 願		令和6年12月20日（金）から 令和7年2月5日（水）午後5時まで	令和7年3月24日（月） 午後3時～午後7時
志願 変更	入学願書取下げ	実施しない	令和7年3月25日（火） 午後3時～午後7時
	入学願書再提出	実施しない	令和7年3月26日（水） 午後3時～午後7時
学 力 檢 査 等		令和7年2月21日（金） 集合 午前8時30分	令和7年3月27日（木） 集合 各都立高校が定める時刻
合 格 者 の 発 表		令和7年3月3日（月） 午前8時30分（合否照会サイト上で発表） 午後4時（校内掲示）	令和7年3月28日（金） 午前8時30分（合否照会サイト上で発表） 午後3時（校内掲示）
合格者の入学手続		令和7年3月 3日（月） 午後4時～午後8時 3月 4日（火） 午後4時～午後8時	令和7年3月28日（金） 午後3時～午後7時 3月31日（月） 午後3時～午後7時

※ 第二次募集においては、インターネット出願は行っていない。

イ 定時制課程第二次募集における応募人員等の推移

年度	実施校数(校)	募集人員(人)	応募人員(人)	取下げ人員(人)	再提出人員(人)
令和7年度	40	1,128	107	0	0
令和6年度	40	1,128	112	0	0
令和5年度	41	1,204	123	1	1
令和4年度	41	1,263	79	0	0
令和3年度	41	1,212	105	0	0

※ 実施校数は、複数の学科を併設している学校を含めない実学校数である。

ウ 高等学校長のアンケート調査結果等（令和7年3月実施）

令和7年度入学者選抜における事務手続き全般についての意見

【高等学校】（調査対象 220校）

- 定時制課程の第二次募集の受付は、ほとんど出願がない場合でも、入学願書の取下げ、再提出のため午後7時半まで窓口を開けているが、その必要があるか、検討すべきではないか。

審議の過程で、高等学校からは「学校としては、現状の実態であれば制度はなくてもよいかと思うが、受検生の立場を考えると、果たしてなくしてもよいのかと思う気持ちはある。」、「定時制第二次募集の実施校の発表から入学願書受付までの期間に一定程度の日数があるため、そこまでの期間で受検生はいろいろと考えることができると思うが、出願してから取下げまでは一日しかないため、受検生としては、本当に取下げてよいのかどうか、さらに、取下げた後でどこに再提出をするのかを決めるのは非常に困難があるために、実際には取下げ再提出があまり行われていないのではないかと思う。日程的に困難もあるため、実態からすると、この制度はなくてもよいのではないか。」、「入学願書受付をした翌日から、取下げ・再提出と検査本番という日程はかなり過密な状態である。また、定時制の応募倍率が低迷している中、他校の過去の状況を踏まえても、この制度をなくしても特に問題はないのではないかと考える。一方、過去に1名の取下げ・再提出者がいたということを考えると、そこで思案した受検生もいたということであり、制度があった方がよいのかと考えるが、実際にほとんど希望者は出ていないということで、悩ましい問題である。」という意見があった。

中学校からは「定時制高校第二次募集への志願者の心情面を考えると、進学先としてほぼ最後の選択となるため、志願変更の制度は、配慮という点ではあった方がよいが、実態としてはないので、その勘案が難しい。」「具体的な数字を示していただきたい。実態がないという点と事務手続きの負担を考えると、提案のとおり、この制度はなくてよいのではないか。」という意見があった。

保護者からは、「先生と保護者と生徒が十分に話し合って出願をするということを、今まで以上にしっかりとやっていけば、提案どおりでよいと思う。」「過去に1名の取下げ・再提出があったということから、例えば、専門高校だと、同じ専門学科の中で選択を悩んだりする事例はあるのかもしれない。進路やカリキュラムについて出願期限ギリギリまで悩むという受検生が将来的にいないわけではないという意味で、制度継続がよいのではないかと思う。」という意見があった。

有識者からは「過去の1名がどのような理由で取下げ・再提出を行ったかは分からない。現実的にはほとんど該当者はいないが、出願先を中学校と事前に十分に相談をする機会をつくるなど、慎重に進めるべきだと思う。」という意見があった。

エ 今後の取組の方向性

これまで定時制課程については、第二次募集にのみ志願変更の機会を設けてきたが、近年低迷している応募の状況や、志願変更の実績がほとんどないこと、志願する際に生徒や保護者とともによく考えた上で出願をするなど、志願者に対する中学校等における進路指導が十分可能であることから、定時制課程第二次募集における志願変更は行わない方向で進める。意見があった点についてはその内容を十分に踏まえて、今後の学校への周知を行うこととする。

(3) 在京外国人生徒等の入学者選抜への対応

平成元年度、都立国際高校が開校する際に導入された在京外国人生徒対象の選抜は、国語、数学、英語などの学力検査を実施せず、生徒の能力、適性、意欲等をみることを第一として、調査書と面接、作文により実施している。この在京外国人生徒対象の選抜は、令和7年度入学者選抜から一橋高校、浅草高校、荻窪高校、砂川高校の4校を加え、現在12校で実施している。

応募要件については、令和7年度入学者選抜から、外国籍だけでなく日本語指導を必要とする日本国籍の生徒にも対象を広げた国籍要件の撤廃や、入国後の在日期間にについて入学日現在3年3か月までを入国後3年とみなすこととともに、選抜の名称を「在京外国人生徒等対象の選抜」に変更した。同時に、これまで国籍を問わず入国後の在日期間が入学日現在原則として3年以内の者で、日本語指導を必要とする生徒等に対する措置であった「ルビ付問題・辞書持込み」の申請要件を、在京外国人生徒等対象の選抜の応募資格に合わせ、入学日現在3年3か月までを入国後3年とみなすこととした。

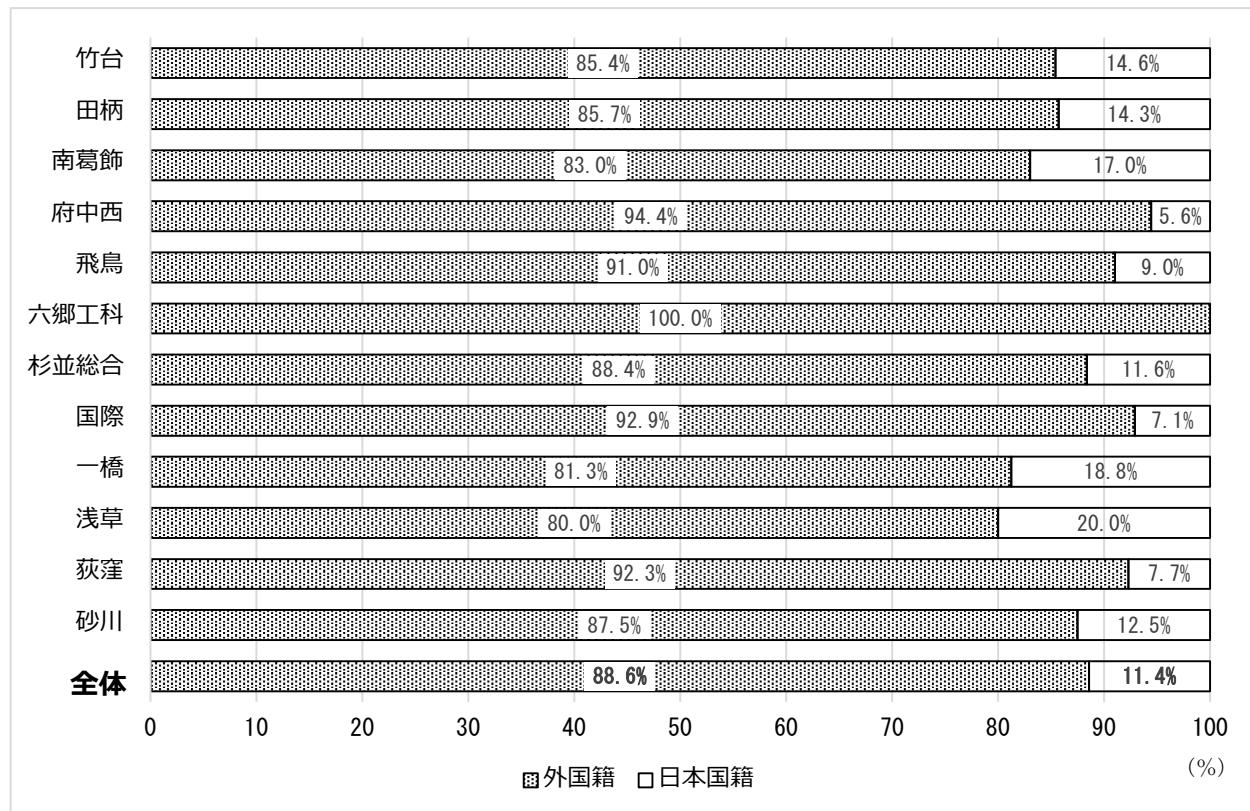
本委員会では、外国籍の生徒だけでなく日本語指導が必要な日本国籍の生徒にも応募資格を認めたことなどの変更についての課題や、日本語指導が必要な生徒が、通常の学力検査等を受検する際に申請する「ルビ付問題」、「ルビ付問題・辞書持込み」の様式、在京外国人生徒等対象の入学者選抜にインターネットを活用した出願を導入する場合の課題について、検証・検討を行った。

ア 「(様式30) 日本語指導が必要な生徒等の都立高等学校受検に対する学力検査等実施上の配慮申請書(ルビ付問題)」及び「(様式31) 日本語指導が必要な生徒等の都立高等学校受検に対する学力検査実施上の配慮申請書(ルビ付問題・辞書持込み)」(一部抜粋)

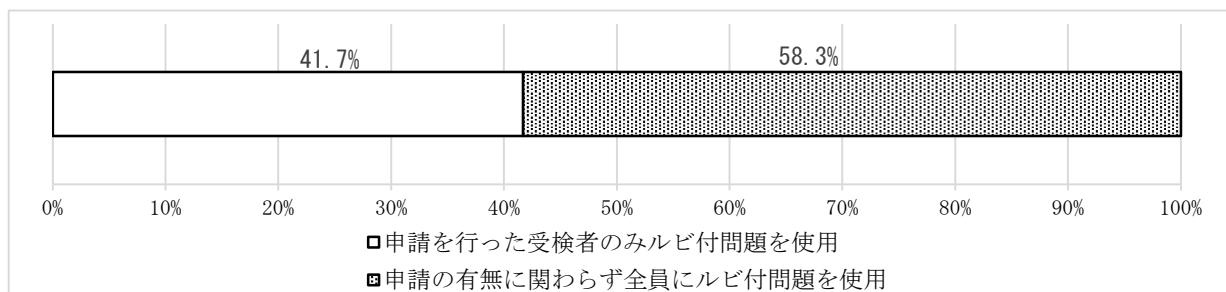
<p>(様式30) (A4判)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">受付番号</td> <td style="width: 10%;">変更前</td> <td style="width: 10%;">変更後</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="height: 10px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding-top: 5px;">日本語指導が必要な生徒等の都立高等学校受検に対する 学力検査等実施上の配慮申請書(ルビ付問題)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; height: 10px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3">東京都立 _____ 高等学校長 殿</td> </tr> <tr> <td colspan="3">保護者住所 _____</td> </tr> <tr> <td colspan="3">保護者氏名(自署) _____</td> </tr> <tr> <td colspan="3">志願者との続柄 _____</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding-top: 10px;">東京都立高等学校入学者選抜実施要綱の規定により、日本語指導を必要とする生徒等の都立高等学校受検において、ひらがなのルビを振る記述を下記のとおり申請します。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">記</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1 志願校名 東京都立 高等学校(全・定) _____ コース・科(分野) _____</td> </tr> <tr> <td colspan="3">2 志願者 (1) 氏名(漢字名) _____ ()</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(2) 生年月日 _____ 年 月 日 生</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(3) 在学(出身)中学校 立 中学校</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(4) 最終入国年月日 _____ 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3">3 申請理由(中学校での学習実績等を含め、ひらがなのルビを振る記述を希望する理由を具体的に記入してください)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="height: 40px; border: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3">4 中学校長記入欄</td> </tr> <tr> <td colspan="3">上記のとおり、受検上の配慮が必要であると考へます。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3">校長名 立 中学校長 公印</td> </tr> <tr> <td colspan="3">学年(年齢)の電話番号</td> </tr> <tr> <td colspan="3">申請内容について追加する意見があれば記入してください。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(注意)</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> 1 本申請書は、出願書類提出時に志願する都立高校長に提出してください。 2 中学校に在学していない者は、入国後の在日期間が3年以内であることを証明する公的機関発行の書類も併せて提出してください。ただし、中学校長を経由する必要はありません。 3 両方記入の辞書は、希望する外國語について、自筆書に対する当該外國語の読みが記載されている辞書1冊、当該外國語に対する日本語の読みが記載されている辞書1冊の合計2冊を原則とします(例:日中辞典と中日辞典)。 なお、持ち込む辞書は、第一次募集・分割前募集は令和7年2月7日(金)から令和7年2月13日(木)止まりで、分割後募集・第二次募集は令和7年3月6日(木)から令和7年3月10日(月)止まりで、志願する都立高校長に提出してください。ただし、辞書に書き込みがある場合は、志願者の都立高校長の判断により、提出した辞書が使用できないことがあります。 4 電子辞書は使用できません。 5 第一次募集・分割前募集・及び分割後募集・第二次募集における学力検査問題の共通問題が、本配慮の対象となります。 6 辞書の持込みに伴い、各教科10分の検査時間の延長があります(別添)。ただし、国語の検査では辞書の持込みはできません。また、国語の検査では、時間延長はありません。 </td> </tr> </table>	受付番号	変更前	変更後				日本語指導が必要な生徒等の都立高等学校受検に対する 学力検査等実施上の配慮申請書(ルビ付問題)						年 月 日			東京都立 _____ 高等学校長 殿			保護者住所 _____			保護者氏名(自署) _____			志願者との続柄 _____			東京都立高等学校入学者選抜実施要綱の規定により、日本語指導を必要とする生徒等の都立高等学校受検において、ひらがなのルビを振る記述を下記のとおり申請します。			記			1 志願校名 東京都立 高等学校(全・定) _____ コース・科(分野) _____			2 志願者 (1) 氏名(漢字名) _____ ()			(2) 生年月日 _____ 年 月 日 生			(3) 在学(出身)中学校 立 中学校			(4) 最終入国年月日 _____ 年 月 日			3 申請理由(中学校での学習実績等を含め、ひらがなのルビを振る記述を希望する理由を具体的に記入してください)						4 中学校長記入欄			上記のとおり、受検上の配慮が必要であると考へます。			年 月 日			校長名 立 中学校長 公印			学年(年齢)の電話番号			申請内容について追加する意見があれば記入してください。			(注意)			1 本申請書は、出願書類提出時に志願する都立高校長に提出してください。 2 中学校に在学していない者は、入国後の在日期間が3年以内であることを証明する公的機関発行の書類も併せて提出してください。ただし、中学校長を経由する必要はありません。 3 両方記入の辞書は、希望する外國語について、自筆書に対する当該外國語の読みが記載されている辞書1冊、当該外國語に対する日本語の読みが記載されている辞書1冊の合計2冊を原則とします(例:日中辞典と中日辞典)。 なお、持ち込む辞書は、第一次募集・分割前募集は令和7年2月7日(金)から令和7年2月13日(木)止まりで、分割後募集・第二次募集は令和7年3月6日(木)から令和7年3月10日(月)止まりで、志願する都立高校長に提出してください。ただし、辞書に書き込みがある場合は、志願者の都立高校長の判断により、提出した辞書が使用できないことがあります。 4 電子辞書は使用できません。 5 第一次募集・分割前募集・及び分割後募集・第二次募集における学力検査問題の共通問題が、本配慮の対象となります。 6 辞書の持込みに伴い、各教科10分の検査時間の延長があります(別添)。ただし、国語の検査では辞書の持込みはできません。また、国語の検査では、時間延長はありません。			<p>(様式31) (A4判)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">受付番号</td> <td style="width: 10%;">変更前</td> <td style="width: 10%;">変更後</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="height: 10px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding-top: 5px;">日本語指導が必要な生徒等の都立高等学校受検に対する 学力検査実施上の配慮申請書(ルビ付問題・辞書持込み)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; height: 10px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3">東京都立 高等学校長 殿</td> </tr> <tr> <td colspan="3">保護者住所 _____</td> </tr> <tr> <td colspan="3">保護者氏名(自署) _____</td> </tr> <tr> <td colspan="3">志願者との続柄 _____</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding-top: 10px;">東京都立高等学校入学者選抜実施要綱の規定により、日本語指導を必要とする生徒等の都立高等学校受検において、ひらがなのルビを振った学力検査問題での検査の実施に加え、辞書の持込み及び検査時間の延長の配慮を下記のとおり申請します。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">記</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1 志願校名 東京都立 高等学校(全・定) _____ コース・科(分野) _____</td> </tr> <tr> <td colspan="3">2 志願者 (1) 氏名(漢字名) _____ ()</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(2) 生年月日 _____ 年 月 日 生</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(3) 在学(出身)中学校 立 中学校</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(4) 最終入国年月日 _____ 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(5) 入国前の最終学校(国名・都市名) _____</td> </tr> <tr> <td colspan="3">3 上記のことについて事実と相違ありません。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3">校長名 立 中学校長 公印</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(注意)</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> 1 本申請書は、出願書類提出時に志願する都立高校長に提出してください。 2 中学校に在学していない者は、入国後の在日期間が3年以内であることを証明する公的機関発行の書類も併せて提出してください。ただし、中学校長を経由する必要はありません。 3 両方記入の辞書は、希望する外國語について、自筆書に対する当該外國語の読みが記載されている辞書1冊、当該外國語に対する日本語の読みが記載されている辞書1冊の合計2冊を原則とします(例:日中辞典と中日辞典)。 なお、持ち込む辞書は、第一次募集・分割前募集は令和7年2月7日(金)から令和7年2月13日(木)止まりで、分割後募集・第二次募集は令和7年3月6日(木)から令和7年3月10日(月)止まりで、志願する都立高校長の判断により、提出した辞書が使用できないことがあります。 4 電子辞書は使用できません。 5 第一次募集・分割前募集・及び分割後募集・第二次募集における学力検査問題の共通問題が、本配慮の対象となります。 6 辞書の持込みに伴い、各教科10分の検査時間の延長があります(別添)。ただし、国語の検査では辞書の持込みはできません。また、国語の検査では、時間延長はありません。 </td> </tr> </table>	受付番号	変更前	変更後				日本語指導が必要な生徒等の都立高等学校受検に対する 学力検査実施上の配慮申請書(ルビ付問題・辞書持込み)						年 月 日			東京都立 高等学校長 殿			保護者住所 _____			保護者氏名(自署) _____			志願者との続柄 _____			東京都立高等学校入学者選抜実施要綱の規定により、日本語指導を必要とする生徒等の都立高等学校受検において、ひらがなのルビを振った学力検査問題での検査の実施に加え、辞書の持込み及び検査時間の延長の配慮を下記のとおり申請します。			記			1 志願校名 東京都立 高等学校(全・定) _____ コース・科(分野) _____			2 志願者 (1) 氏名(漢字名) _____ ()			(2) 生年月日 _____ 年 月 日 生			(3) 在学(出身)中学校 立 中学校			(4) 最終入国年月日 _____ 年 月 日			(5) 入国前の最終学校(国名・都市名) _____			3 上記のことについて事実と相違ありません。			年 月 日			校長名 立 中学校長 公印			(注意)			1 本申請書は、出願書類提出時に志願する都立高校長に提出してください。 2 中学校に在学していない者は、入国後の在日期間が3年以内であることを証明する公的機関発行の書類も併せて提出してください。ただし、中学校長を経由する必要はありません。 3 両方記入の辞書は、希望する外國語について、自筆書に対する当該外國語の読みが記載されている辞書1冊、当該外國語に対する日本語の読みが記載されている辞書1冊の合計2冊を原則とします(例:日中辞典と中日辞典)。 なお、持ち込む辞書は、第一次募集・分割前募集は令和7年2月7日(金)から令和7年2月13日(木)止まりで、分割後募集・第二次募集は令和7年3月6日(木)から令和7年3月10日(月)止まりで、志願する都立高校長の判断により、提出した辞書が使用できないことがあります。 4 電子辞書は使用できません。 5 第一次募集・分割前募集・及び分割後募集・第二次募集における学力検査問題の共通問題が、本配慮の対象となります。 6 辞書の持込みに伴い、各教科10分の検査時間の延長があります(別添)。ただし、国語の検査では辞書の持込みはできません。また、国語の検査では、時間延長はありません。		
受付番号	変更前	変更後																																																																																																																																															
日本語指導が必要な生徒等の都立高等学校受検に対する 学力検査等実施上の配慮申請書(ルビ付問題)																																																																																																																																																	
年 月 日																																																																																																																																																	
東京都立 _____ 高等学校長 殿																																																																																																																																																	
保護者住所 _____																																																																																																																																																	
保護者氏名(自署) _____																																																																																																																																																	
志願者との続柄 _____																																																																																																																																																	
東京都立高等学校入学者選抜実施要綱の規定により、日本語指導を必要とする生徒等の都立高等学校受検において、ひらがなのルビを振る記述を下記のとおり申請します。																																																																																																																																																	
記																																																																																																																																																	
1 志願校名 東京都立 高等学校(全・定) _____ コース・科(分野) _____																																																																																																																																																	
2 志願者 (1) 氏名(漢字名) _____ ()																																																																																																																																																	
(2) 生年月日 _____ 年 月 日 生																																																																																																																																																	
(3) 在学(出身)中学校 立 中学校																																																																																																																																																	
(4) 最終入国年月日 _____ 年 月 日																																																																																																																																																	
3 申請理由(中学校での学習実績等を含め、ひらがなのルビを振る記述を希望する理由を具体的に記入してください)																																																																																																																																																	
4 中学校長記入欄																																																																																																																																																	
上記のとおり、受検上の配慮が必要であると考へます。																																																																																																																																																	
年 月 日																																																																																																																																																	
校長名 立 中学校長 公印																																																																																																																																																	
学年(年齢)の電話番号																																																																																																																																																	
申請内容について追加する意見があれば記入してください。																																																																																																																																																	
(注意)																																																																																																																																																	
1 本申請書は、出願書類提出時に志願する都立高校長に提出してください。 2 中学校に在学していない者は、入国後の在日期間が3年以内であることを証明する公的機関発行の書類も併せて提出してください。ただし、中学校長を経由する必要はありません。 3 両方記入の辞書は、希望する外國語について、自筆書に対する当該外國語の読みが記載されている辞書1冊、当該外國語に対する日本語の読みが記載されている辞書1冊の合計2冊を原則とします(例:日中辞典と中日辞典)。 なお、持ち込む辞書は、第一次募集・分割前募集は令和7年2月7日(金)から令和7年2月13日(木)止まりで、分割後募集・第二次募集は令和7年3月6日(木)から令和7年3月10日(月)止まりで、志願する都立高校長に提出してください。ただし、辞書に書き込みがある場合は、志願者の都立高校長の判断により、提出した辞書が使用できないことがあります。 4 電子辞書は使用できません。 5 第一次募集・分割前募集・及び分割後募集・第二次募集における学力検査問題の共通問題が、本配慮の対象となります。 6 辞書の持込みに伴い、各教科10分の検査時間の延長があります(別添)。ただし、国語の検査では辞書の持込みはできません。また、国語の検査では、時間延長はありません。																																																																																																																																																	
受付番号	変更前	変更後																																																																																																																																															
日本語指導が必要な生徒等の都立高等学校受検に対する 学力検査実施上の配慮申請書(ルビ付問題・辞書持込み)																																																																																																																																																	
年 月 日																																																																																																																																																	
東京都立 高等学校長 殿																																																																																																																																																	
保護者住所 _____																																																																																																																																																	
保護者氏名(自署) _____																																																																																																																																																	
志願者との続柄 _____																																																																																																																																																	
東京都立高等学校入学者選抜実施要綱の規定により、日本語指導を必要とする生徒等の都立高等学校受検において、ひらがなのルビを振った学力検査問題での検査の実施に加え、辞書の持込み及び検査時間の延長の配慮を下記のとおり申請します。																																																																																																																																																	
記																																																																																																																																																	
1 志願校名 東京都立 高等学校(全・定) _____ コース・科(分野) _____																																																																																																																																																	
2 志願者 (1) 氏名(漢字名) _____ ()																																																																																																																																																	
(2) 生年月日 _____ 年 月 日 生																																																																																																																																																	
(3) 在学(出身)中学校 立 中学校																																																																																																																																																	
(4) 最終入国年月日 _____ 年 月 日																																																																																																																																																	
(5) 入国前の最終学校(国名・都市名) _____																																																																																																																																																	
3 上記のことについて事実と相違ありません。																																																																																																																																																	
年 月 日																																																																																																																																																	
校長名 立 中学校長 公印																																																																																																																																																	
(注意)																																																																																																																																																	
1 本申請書は、出願書類提出時に志願する都立高校長に提出してください。 2 中学校に在学していない者は、入国後の在日期間が3年以内であることを証明する公的機関発行の書類も併せて提出してください。ただし、中学校長を経由する必要はありません。 3 両方記入の辞書は、希望する外國語について、自筆書に対する当該外國語の読みが記載されている辞書1冊、当該外國語に対する日本語の読みが記載されている辞書1冊の合計2冊を原則とします(例:日中辞典と中日辞典)。 なお、持ち込む辞書は、第一次募集・分割前募集は令和7年2月7日(金)から令和7年2月13日(木)止まりで、分割後募集・第二次募集は令和7年3月6日(木)から令和7年3月10日(月)止まりで、志願する都立高校長の判断により、提出した辞書が使用できないことがあります。 4 電子辞書は使用できません。 5 第一次募集・分割前募集・及び分割後募集・第二次募集における学力検査問題の共通問題が、本配慮の対象となります。 6 辞書の持込みに伴い、各教科10分の検査時間の延長があります(別添)。ただし、国語の検査では辞書の持込みはできません。また、国語の検査では、時間延長はありません。																																																																																																																																																	

(「令和7年度東京都立高等学校入学者選抜実施要綱・同細目」より)

(ア) 令和7年度在京外国人生徒等対象の選抜受検者（4月入学者）における「外国籍の受検者」及び「日本国籍の受検者」の割合

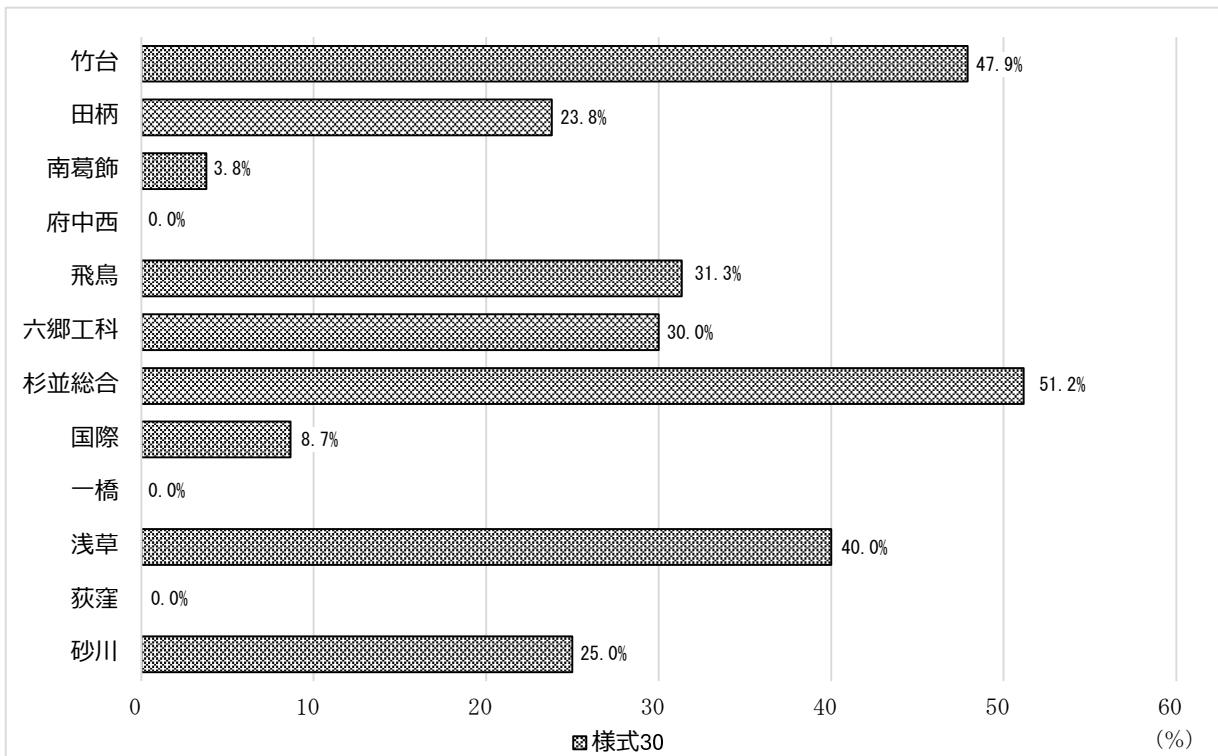


(イ) 在京外国人生徒等対象の選抜におけるルビ付問題の使用状況



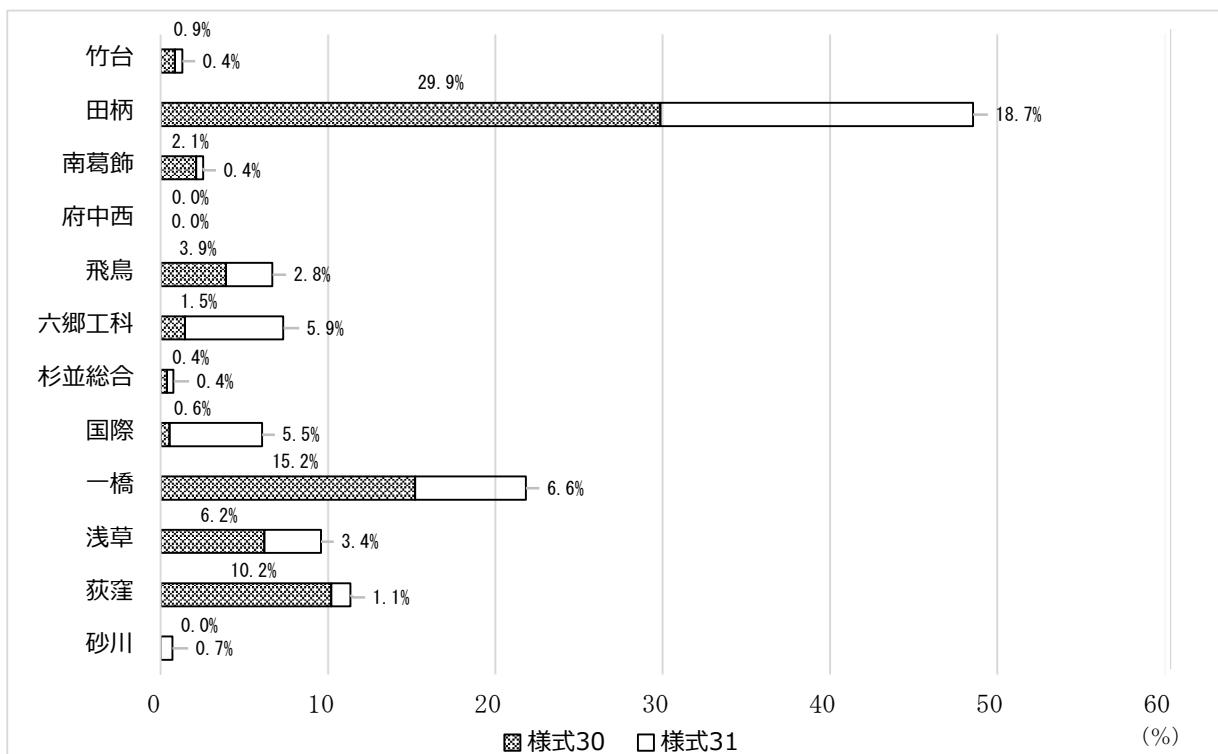
(ウ) 令和7年度入学者の各選抜において様式30・様式31による申請をした受検者の、受検者全体に占める割合

○ 在京外国人生徒等対象選抜

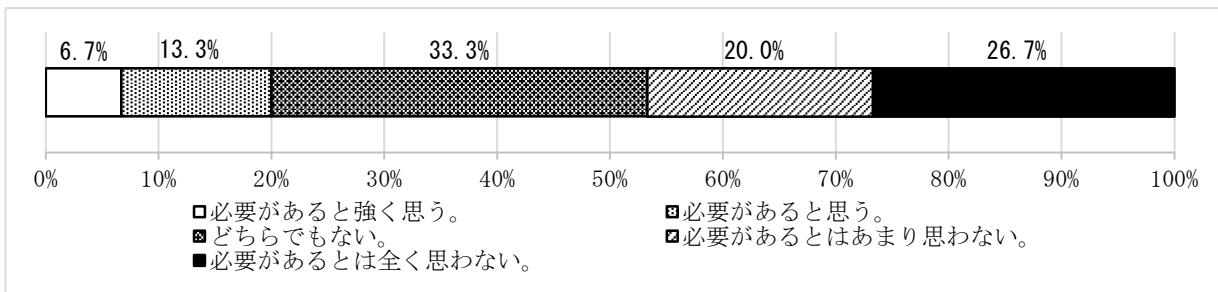


※ 南葛飾高校、府中西高校、六郷工科高校、杉並総合高校、一橋高校、荻窪高校、砂川高校は、申請の有無に関わらず、在京外国人生徒等対象の選抜の受検者全員にルビ付問題を使用している。

○ 第一次募集・分割前期募集



(エ) 配慮申請書（ルビ付問題）（様式 30）の3「申請理由」（ひらがなのルビを振る配慮を希望する理由）欄について、記載の必要があると思うか。



<理由>

[必要があると強く思う]

- 中学校での学習実態を把握し、入学後の指導の参考にするため。

[必要があると思う]

- 理由を書いてあれば受検者の状況がある程度理解できると思われるため、様式 31 にも必要ではないかと感じる。

[どちらでもない]

- 入学者選抜で必要な情報ではないため。
- 申請理由の有無によって受検者に不利益を生じるものではないため。
- 在京外国人生徒等対象の選抜については不要である。学力検査に基づく選抜については合格後の生徒対応も含めてどこかのタイミングで事情の分かる記載欄があればありがたい。
- 在京外国人生徒等対象の選抜では、日本語指導が必要な生徒のための入試である前提のもと、受検者全員の日本語の文章にルビを付している。

[必要があるとはあまり思わない]

- 様式 31 で理由を問うていないので、同様に様式 30 も必要ない。在京外国人生徒等対象選抜では提出書類が多いので少しでも負担を減らす方がよい。

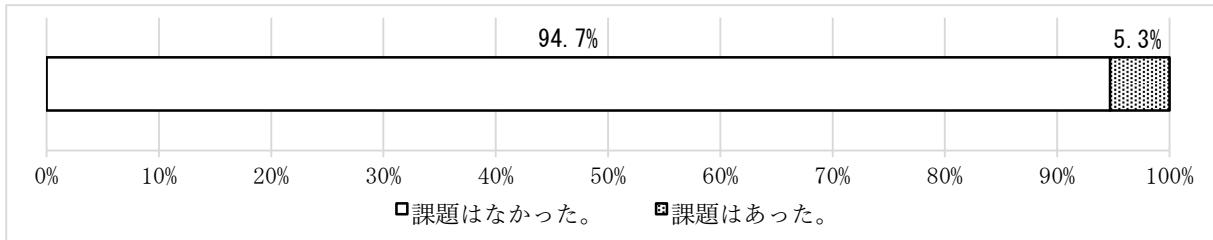
[必要があるとは全く思わない]

- ルビ付問題の対象になるかどうかは入国年数で判断するため、理由は問う必要がない。
- 来日 3 年以内で、申請を提出している以上、その理由を見て「認めない」ということはないので、不要である。
- 受検者全員にルビ付問題を配布しているから必要ない。

エ 高等学校長及び中学校長対象のアンケート調査結果（令和7年3月実施）

【高等学校】（調査対象 220校）

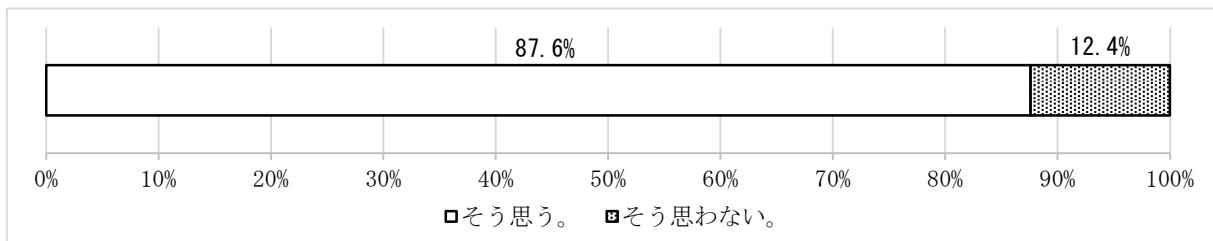
(ア) 令和7年度入学者選抜では、在京外国人生徒等対象の選抜における応募資格を緩和して、一定の条件を満たすことで日本国籍であっても応募資格を認めたことについて、課題はあったか。



<主な意見>

- 国籍を問わず、必要性をもとに判断すべきであると考える。
- 日本語が不十分な生徒にも日本の高校で学べる機会を与えられる。
- 様々な事情の生徒に配慮するのはよいが、なるべくシンプルで全体をカバーできる方法を採用すべきだと思う。

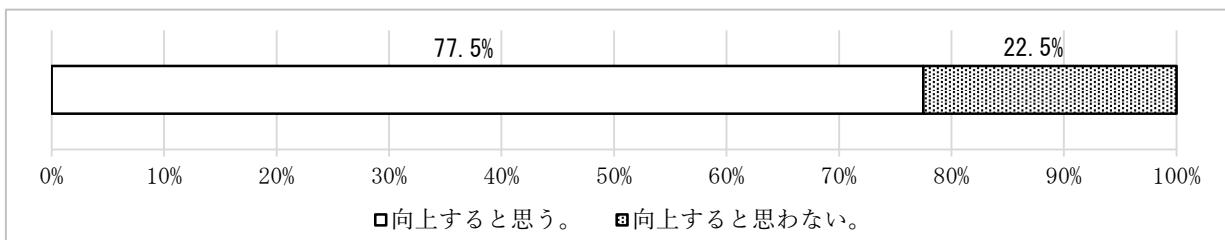
(イ) 令和7年度入学者選抜では、令和6年度入学者選抜まで8校で実施していた在京外国人生徒等対象の選抜について、新たに4校を加えて実施した。在京外国人生徒等対象の選抜を12校で実施したことは、受検者のニーズに応えられたと思うか。



<主な意見>

- 複数校あることで、受検者のニーズに対応しやすい。
- 在京外国人生徒等の入学希望者の増加を考慮して、さらに実施校を増やす必要があるのではないか。
- すでに外国にルーツのある生徒が多数在籍しており、今回の入学者選抜においても外国にルーツのある生徒の入学者数は非常に多かった。
- 入学後、外国人生徒等、日本語指導が必要な生徒への学習支援が必要であり、指導・支援の体制を整える必要がある。

(ウ) 令和6年度入学者選抜から、海外帰国生徒対象の選抜においてインターネットを活用した出願を導入している。同様に、在京外国人生徒等対象の選抜においてインターネットを活用した出願を導入した場合に、志願者の利便性は向上すると思うか。

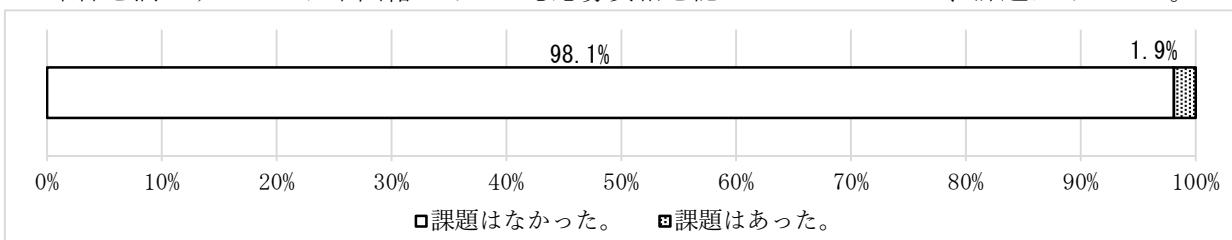


<主な意見>

- 在京外国人生徒等においてもインターネット等の利用に慣れていることがあり、紙の入学願書に記述し提出する方法よりも利便性が向上する。
- 在京外国人生徒等の保護者にとっては、紙による様々な対応や、窓口での対応は負担だと思われる。
- 紙の申請書を手に入れて出願するという手間が省け、インターネット等のアクセスのみで出願できるのだから、利便性は向上するのではないか。
- 日本語の読み書きがあまりできない家庭にとって、システム上で翻訳できるようになる。
- 出願はインターネット、書類は対面で提出することで利便性が上がる。「書類は郵送」の部分まで他の選抜と揃えてしまうと、その場での確認と訂正ができないため、かえって不便になる。
- 事前応募資格確認審査後でも学校で出願資格を現物確認する必要があり、いずれにしても対面での手続きが必要である。
- 個々の事情が複雑なため、出願の流れや仕組みを理解できずに出願方法を誤るケースがあると思う。

【中学校】(調査対象 53校)

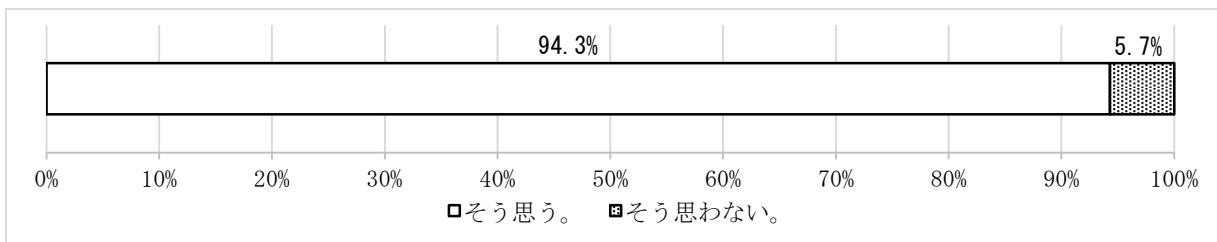
(ア) 令和7年度入学者選抜では、在京外国人生徒等対象の選抜における応募資格を緩和して、一定の条件を満たすことで日本国籍であっても応募資格を認めたことについて、課題はあったか。



<主な意見>

- 応募資格が拡大することは、生徒にとってはありがたいことである。海外帰国生徒対象との差がなくなるのなら、今後、海外帰国と在京との区別をなくし、入試制度を整理してもよいと考える。
- 保護者、生徒ともに日本語を理解していないので説明が難しい。

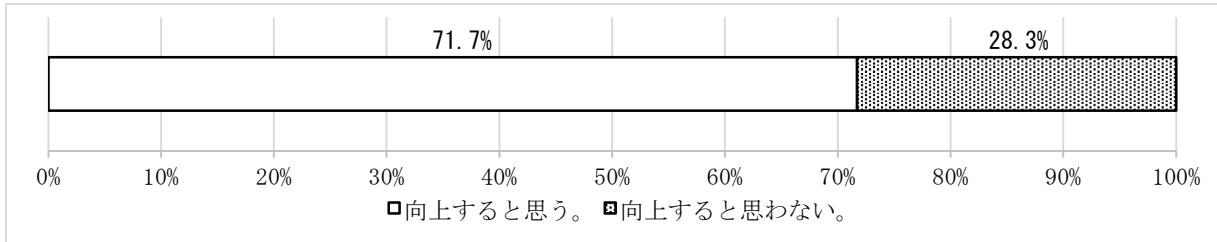
(イ) 令和7年度入学者選抜では、令和6年度入学者選抜まで8校で実施していた在京外国人生徒等対象の選抜について、新たに4校を加えて実施した。在京外国人生徒等対象の選抜を12校で実施したことは、受検者のニーズに応えられたと思うか。



<主な意見>

- 今後も地域性を考慮した実施校の設定をお願いしたい。
- 在京外国人枠を増やしたということはそれだけチャンスが広がったので良かったと思う。
- 対象の学校を増やしても、まだ倍率は高く、合格しづらい状態であると感じる。対象生徒がこれからも増え続けることが予想されるので、校数や定数を増やした方がよいのではないか。

(ウ) 令和6年度入学者選抜から、海外帰国生徒対象の選抜においてインターネットを活用した出願を導入している。同様に、在京外国人生徒等対象の選抜においてインターネットを活用した出願を導入した場合に、志願者の利便性は向上すると思うか。



<主な意見>

- 指導する際に、推薦に基づく選抜や学力検査に基づく選抜（第一次募集・分割前期募集）と同じ方法である方が、中学生の理解が早い。
- 今後外国人が増えていく状況を鑑み、英語・中国語・韓国語等での案内が充実していくことが望ましい。
- インターネットの使用に慣れており、直接的なやり取りに負担を感じる保護者が多いため、インターネットを活用した出願の方がよい。
- 学力検査に基づく選抜（第一次募集・分割前期募集）において、インターネットを活用した出願に苦労する外国籍の保護者に対して、担任が保護者を学校に呼んで個別に教えることがある。教員の負担は大きく、在京外国人生徒等対象の選抜においても同様となる可能性がある。
- 対面であれば、出願で不備があった場合にすぐに指導してもらえる。インターネットを活用した出願では、不備の際に時差が生じてしまう。
- 日本語が分かる方なら問題ないが、分からぬ場合は学校で説明が困難である。何か国語かでシステムを作成できるのであれば対応可能かと思う。

才 在京外国人生徒等対象の選抜においてインターネット出願を導入した場合の利点及び課題

	利点	課題
志願者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 字を書くことが苦手な志願者やインターネットの利用に慣れている志願者にとって、紙の入学願書よりも入力しやすい。 ○ 他の選抜と出願方法の統一性が図れて、志願者にとっても理解しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ インターネットの活用に慣れているとは限らず、日本語の理解が至らず入力できない可能性がある。
中学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他の選抜と出願方法の統一性が図れて、志願者への指導がしやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出願に必要な書類等の郵送に関する負担が大きくなる。
高校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 志願者から提出された入学願書の記入事項を志願者の情報として、P C（採点システム）に入力する手間が省ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高校側が、点検作業を行う際、紙で印刷する作業が増える。 ○ 出願時に書類不備があった際、すぐに指摘できない。

審議の過程で、在京外国人生徒等対象の選抜において、外国籍の生徒だけでなく、日本語指導が必要な日本国籍の生徒にも応募資格を認めたことなどの変更に伴う課題はあったかについて、高等学校からは「特に課題はなかった。」、「一定の成果があったと言える。今後も動向を継続してみていくことが必要と考える。」、「今回の応募資格に関する変更は、日本語指導が必要な日本国籍の受検者にとっても門戸が広がったことから、受検者にとっては良い方向性だと考える。」という意見があった。中学校からは「特に課題はなかった。」、「応募資格要件が拡大され、受検者にとって安心感につながった。」という意見があった。

区市教育委員会からは「様々な状況の生徒に等しく機会が与えられることは、大変喜ばしいことである。」という意見があった。

保護者からは「広く受検機会を与えられるのは良いことである。」という意見があった。

また、日本語指導が必要な生徒が、通常の学力検査等を受検する際に申請する「ルビ付問題」、「ルビ付問題・辞書持込み」について、様式に記載する内容に課題はあるかについて、中学校からは、「『ルビ付問題』と『ルビ付問題・辞書持込み』の様式が似ているにもかかわらず、申請理由の欄の有無に違いがあると混乱するので、『ルビ付問題・辞書持込み』の記載内容に統一されると中学校側としてはありがたい。また、在京外国人生徒等対象の選抜は、受検資格を日本語指導が必要な者としているので、あえてこの書類を提出する必要があるのだろうかということも、議論の対象になると思う。」、「外国籍の生徒が増えてきているので対象となる生徒も増えていくと考えられる。そもそも、在京外国人生徒等対象の選抜は、日本語の理解が十分ではないような生徒であるのに、なぜ申請する理由の記載が必要なのか疑問に感じる。申請理由の欄のない形で統一してはどうか。また、在京外国人生徒等対象の選抜において高校側の配慮で受検者全員がルビ付問題を使用しているのであれば、最初から申請を求める形にしたらどうか。」、「ルビ付問題の申請理由の欄は必要ないと考えている。また、在京外国人生徒等対象の選抜において、申請の有無にかかわらず、全ての受検者にルビ付問題を用意するのであれば、申請書の必要性もないと感じている。」という意見があった。

高等学校からは「議題になっているこの書式に対して、高校の立場からは書式の変更について課題

があるとは認識していない。一方で、受検者も多様になってきている実態があり、受検のときに日本語の書類しかないと対応が困難である。申請書について多言語化対応になるとよいと感じている。」「多言語化対応、あるいは英語対応だけでもあった方が保護者は書きやすいだろうと考える。」「『ルビ付問題・辞書持込み』の申請書に、『国語の検査では時間延長はありません』とあるが、時間延長をしてもよいのではないかと考える。今後検討してほしい。」という意見があった。

区市教育委員会からは「ルビがあって困る受検者はいないと考えられるので、在京外国人生徒等対象の選抜は、全てルビ付問題で実施することも方法の一つである。」という意見があった。

保護者からは「在京外国人生徒等対象の選抜で『ルビ付問題』を用意していただいているのであれば、わざわざ申請させなくてもよいのではないかと思う。」という意見があった。

有識者からは、「『ルビ付問題』の申請書については、対象としている生徒が日本語の理解が十分ではない生徒であることから申請理由の欄は要らない。公平性の観点からも、簡素化した方がよい。」という意見があった。

最後に、在京外国人生徒等対象の選抜においてインターネットを活用した出願の可能性と、導入する場合の課題について、高等学校からは「インターネット出願の場合、不備があった際、高校から家庭に電話で問い合わせをして修正依頼を行うことが多いが、その内容が確実に伝わるのかという点が心配である。」「現在もインターネット出願で不備があった場合の保護者等への連絡には苦心している。現行のシステムでは、中学校や保護者が見ている画面と同じ画面を高校から見ることができない。多言語化も重要だが、入力をする側と出願を受ける側の両方にとって分かりやすいマニュアルが必要である。」「紙での受付の場合、窓口に通訳がいれば対応できるが、インターネット出願を導入した場合、日本語が苦手な家庭にどう連絡するかという課題がある。在京外国人生徒等対象の選抜は応募資格の判断が難しいため、事前の資格審査を受けずに出願をする志願者がいた場合、トラブルが起きる可能性もある。」という意見があった。

中学校からは「在京外国人生徒等対象の選抜においてインターネット出願を導入するに当たり、保護者の日本語能力に心配がある。現在は、紙の出願書類であるため、中学校で指導をした上で出願ができるが、インターネット出願を導入した場合、学校での指導がないままに、家庭の端末で入力を行い提出することになる。日本語を十分理解している日本人の生徒でも入力等を間違えるので、日本語の指導が必要な生徒にとってはなおさら難しいと思われる。多言語による詳しいマニュアル等が必要である。」「日本語の理解が十分ではない保護者にとっては入力する上で困難があり、多言語化対応が必要となるだろう。インターネット出願の趣旨はよいが、実際の運用は簡単ではないだろう。」という意見があった。

区市教育委員会からは、「在京外国人生徒等対象の選抜に絞って言うと、中学校に在籍している生徒たちの出願に関して先ほど説明のあった「不備がほとんど無かった」というのは、中学校の教員が事前の指導に力を入れた成果だと思う。しかし、本来はそういった指導がなくても生徒や保護者が間違いなく出願できるようなマニュアルやシステムが必要である。なおかつ、そのマニュアルが多言語化対応しているとよい。」という意見があった。

保護者からは、「出願の際の不備については、多言語化対応によって防げるものもあると思う。インターネットに不慣れな方々に対して中学校の教員が行う指導については、引き続きお願いしたい。」「インターネット出願を行うことで逆に学校や志願者の負担が増えたりトラブルが起きたりする可

能性もあるなら、急がず着実に取り組むことが必要ではないか。多言語化対応というのは非常に大変なことだと思う。現実的に可能なことから少しづつ進めるのがよい。」という意見があった。

有識者からは「在京外国人生徒等対象の募集におけるインターネット出願については、現状のまま開始してしまうと、これまで中学校の教員による丁寧な指導によって防いできた不備を防げなくなる可能性がある。不備を防ぐための環境整備が必要である。」という意見があった。

カ 今後の取組の方向性

令和7年度入学者選抜から実施した在京外国人生徒等対象選抜において、外国籍だけでなく日本語指導を必要とする日本国籍の生徒にも対象を広げた国籍要件の撤廃や、入学日現在3年1か月から3年3か月までを3年以内とする応募要件の緩和については、一定の役割を果たしている。今後も在京外国人生徒等対象の選抜における実施状況の検証を続けていく。

在京外国人生徒等対象の選抜だけでなく通常の学力検査において、ルビ付問題の配慮申請をする際に提出する様式については、受検者が日本語指導を必要とすることを前提としていることから、申請理由の記載欄を削除する方向で進める。また在京外国人生徒等対象の選抜では、受検者が日本語指導を必要とすることを前提としていることから、日本語により作文等を実施する場合についてはルビ付問題の配慮申請をしなくとも、全ての受検者に対してひらがなのルビを振った問題で実施する方向で進める。ルビ付・辞書持込の配慮を行う際の国語の検査時間延長については引き続き検討する。

在京外国人生徒等対象の選抜におけるインターネットを活用した出願については、志願者等の利便性の向上や他の選抜との統一性を図れる等の観点から、今後、導入する方向で進める。その際、保護者の状況や中学校の状況を踏まえ、日本語を十分理解できていない志願者及び保護者にも出願に必要な書類や手続き等を分かりやすく伝えられるよう環境整備を続けながら、具体的な方法については、様々な事項を想定して検討する。

4 その他の制度

(1) インターネットを活用した出願及び合否照会

志願者の利便性向上、コロナ禍における「3密」を回避した志願者の安全確保、受付事務の負担軽減を目的として、令和3年度入学者選抜では立川高等学校で、令和4年度入学者選抜では20校の都立高等学校で、それぞれインターネットを活用した出願を実施した。令和5年度入学者選抜では、全ての都立高等学校において、推薦に基づく選抜及び第一次募集・分割前期募集でインターネットを活用した出願を実施した。さらに、令和6年度入学者選抜では、海外帰国生徒対象の選抜にも導入した。

また、合格発表においても、令和5年度入学者選抜から推薦に基づく選抜、第一次募集・分割前期募集においてインターネットを活用して個別に照会できるようにした。令和6年度入学者選抜からは、海外帰国生徒等対象の選抜、国際高校バカラレアコース、分割後期募集・第二次募集の選抜など、ほぼ全ての選抜でインターネットの合否照会サイトを利用できるようにした。さらに、令和7年度入学者選抜からは、「志願者氏名（外字含む）姓」及び「志願者氏名（外字含む）名」の欄を追加し、当該欄には、JIS 第四水準までの漢字を入力することを可能とした。また、入学考查料の支払い方法について、クレジットカード決済、納付書による支払いに加え、コンビニエンスストア払い、ペイジーに

による決済を可能とした。

本委員会では、インターネットを活用した出願及び合否照会に関するシステムにおける課題や、現在、紙の入学願書を窓口で受け付けている選抜において、インターネットを活用した出願を導入した場合の課題について、検証・検討を行った。

ア インターネット出願及び合否照会に係る問合せ状況

問合せ元	令和7年度選抜(件)	令和6年度選抜(件)
志願者	3,040	3,138
中学校	442	865
高校	409	535

<令和7年度選抜の内訳>

(ア) 志願者からの主な問合せ内容

区分	カテゴリ	主な内容
出願	出願申込手順	<ul style="list-style-type: none"> ・アルファベットの入力方法が分からぬ。 ・通称名の入力方法についてが分からぬ。
	出願キャンセル・誤りなど	<ul style="list-style-type: none"> ・志願先を間違えたため、修正したい。 ・誤って出身校を都外で入力したため、校長の承認を経ずに出願完了になってしまった。
	顔データアップロード	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保存中に顔写真を変更することができない。
	申込内容変更	<ul style="list-style-type: none"> ・承認前の一時保存中に、申込内容を修正したい。 ・出願申込後、申込内容を修正したい。
	ログイン関係	<ul style="list-style-type: none"> ・どこから出願すればいいのか分からぬ。
	入学考查料決済	<ul style="list-style-type: none"> ・受検料を納付書で支払ったが、支払い方法を選択する際にコンビニでの支払いを選択した。 ・納付書での支払いやアップロードの方法が分からぬ。
	外字による登録	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名に旧字体があり、PC上で入力できない漢字がある際の入力方法が分からぬ。 (※) 令和7年度選抜から外字入力が可能
合否	合否照会手順	<ul style="list-style-type: none"> ・合否サイトへのアクセス方法を知りたい
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・操作中に処理が中断されてしまった

(イ) 出身中学校からの主な問合せ内容

区分	カテゴリ	主な内容
出願	志願者サイト操作全般	<ul style="list-style-type: none"> ・外字・通称名の入力方法が分からぬ。 ・申込内容の変更方法が分からぬ。 ・出願誤りの対応方法を知りたい。

	承認	<ul style="list-style-type: none"> 承認したが、志願者の情報が違っていたため差し戻したい。 志願変更をした志願者が表示されない。
	出願照会	<ul style="list-style-type: none"> 照会時のデータ確認方法が分からぬ。 入学願書や申込内容確認書で、志願者の確認内容について知りたい。

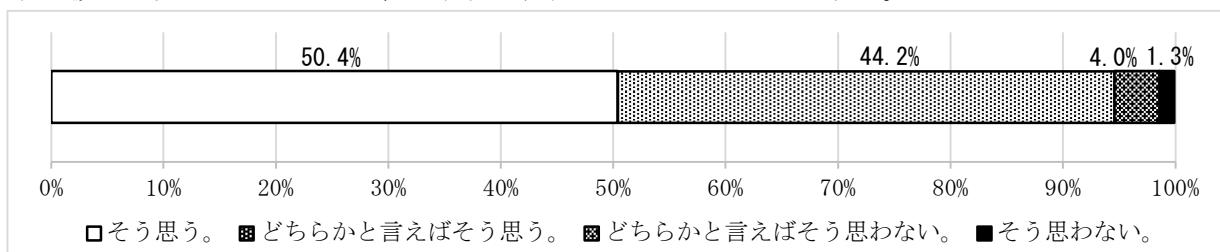
(ウ) 高等学校からの主な問い合わせ内容

区分	カテゴリ	主な内容
志願者 サイト (出願)	志願者サイトの操作関連	<ul style="list-style-type: none"> 今年追加した外字入力欄に旧字体を入力している志願者がいるが、旧字が入学願書に表示されない。 志願者サイトのログイン方法について知りたい。 Excel でデータに出力すると文字化けしてしまう。
	入学考查料決済	<ul style="list-style-type: none"> 納付書ではなく、顔写真や申込内容確認書をアップロードしている場合の処理について知りたい。 納付書で支払ったが、コンビニ払いを選択した志願者の対応について知りたい。
	出願の誤り	<ul style="list-style-type: none"> 出願した都立高校を間違えた場合の対処について知りたい。 出身中学校や在学卒業区分が間違っている場合の対処について知りたい。
	出願設定関連	<ul style="list-style-type: none"> 備考欄や各種文書の修正をしたい。
管理 サイト (合否)	出身中学校向け	<ul style="list-style-type: none"> 出身中学校用の合否メッセージマスターを削除したい。 中学校側でどのように表示されるのか確認したい。

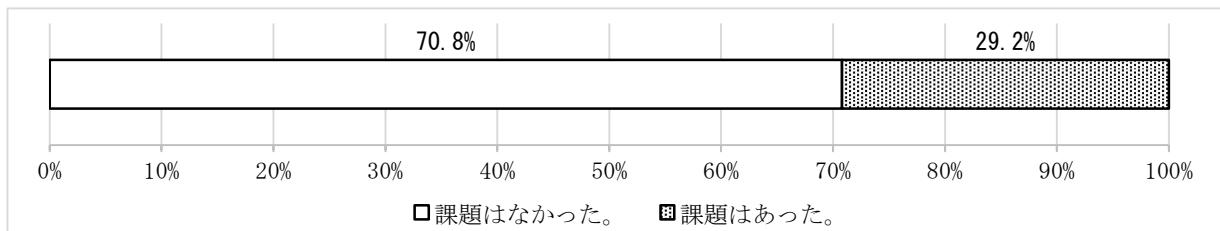
イ 高等学校長及び中学校長対象のアンケート調査結果（令和7年3月実施）

【高等学校】（調査対象 220校）

(ア) 入学願書の情報はサイト上で入力し、出願に要する書類は郵送するという形は令和6年度入学者選抜から変更していないが、志願者は利便性を感じていると思うか。



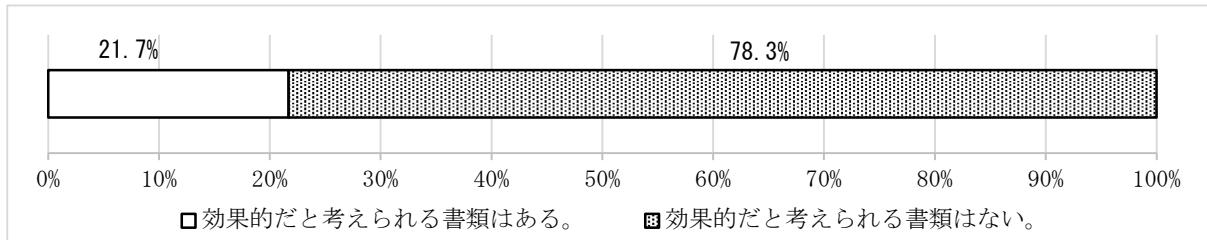
(イ) インターネット出願について、学校の事務手続き上の課題はあったか。



<課題についての主な意見>

- 今年度の外字の取扱いが十分に高校側・中学校側双方ともに理解できず対応等がまばらで、学
校間でも差が出ており、来年度は改善を期待したい。
- 推薦に基づく選抜や海外帰国生徒対象の選抜での合格者が、第一次募集・分割前期募集に重複
で出願しているが、取り下げを行わないと個別に本人確認するのが、煩雑であった。
- 一次保存の状態が続き、高校側から連絡して完了するパターンが多い。中学校側で最終確認し
ていただけるとありがたい。

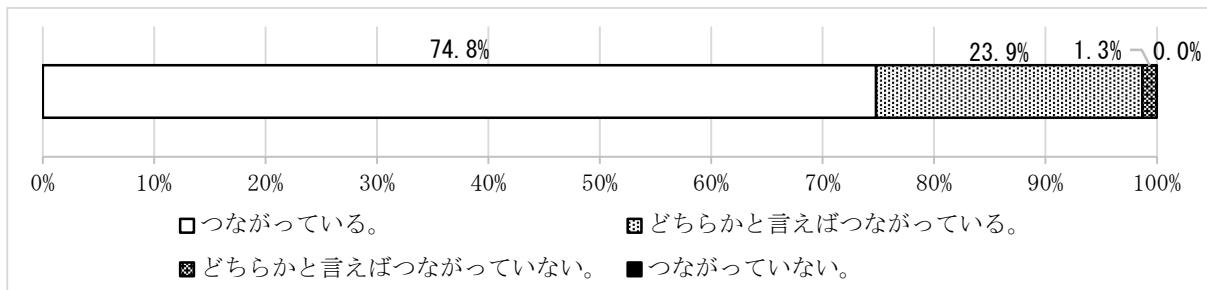
(ウ) 受付事務に係る負担をより軽減するために、入学願書の情報以外でサイト上に入力やアップロ
ードされると効果的であると考えられる書類等はあるか。



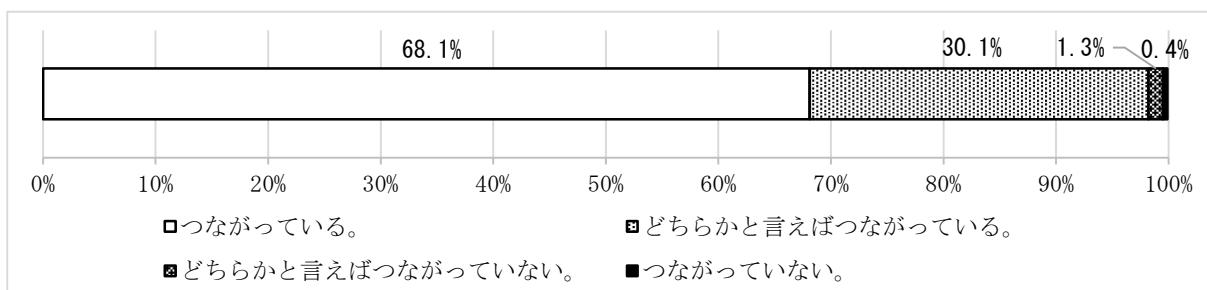
<受付事務に係る負担軽減のために有効と考えられた機能についての主な意見>

- 入学願書の一括印刷機能及び合格者のみへの一斉メール機能
- 受検者情報から受検者を分類・整理し、受検番号を簡易的に採番する機能
- 「調査書」、「スピービングテスト個人レポート」「自己PRカード」は電子データによる提出と
なるとよいのではないか。

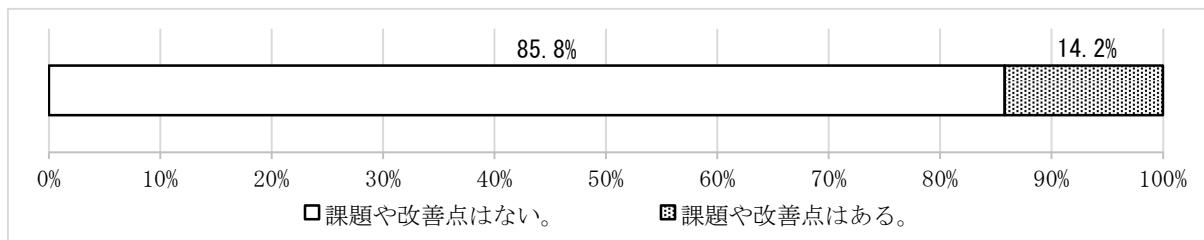
(エ) 合否照会サイトによる個別の合否照会について、志願者の利便性につながっていると思うか。



(オ) 令和6年度入学者選抜に引き続き、分割後期募集・第二次募集などのインターネット出願でな
い選抜でも、インターネットを活用した合否照会を実施した。このことは、志願者の利便性の向
上につながっていると思うか。



(カ) 個別の合否照会について、課題や改善点はあるか。

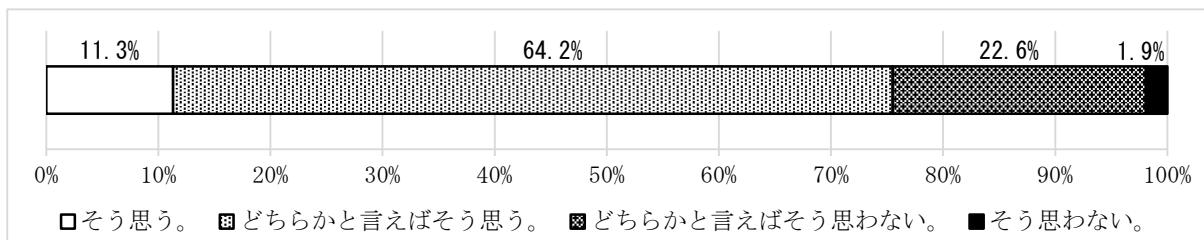


<課題や改善点についての主な意見>

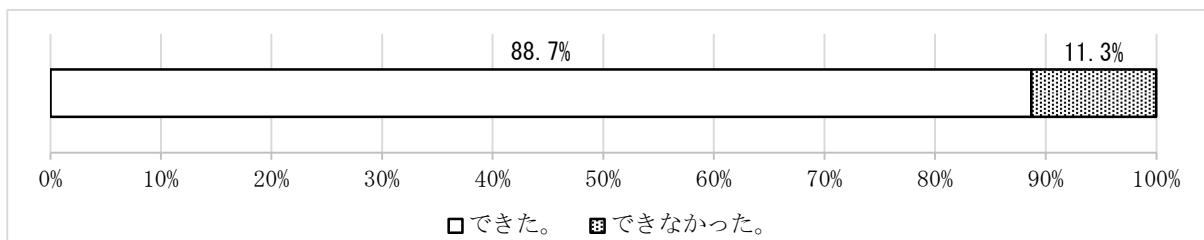
- 毎年数名から、合否が見られないと高校に連絡があり、合否照会サイトを見るための手順を最初から説明しなくてはならない。
- 合否照会サイトについて多言語化対応としてほしい。

【中学校】(調査対象 53校)

(ア) 入学願書の情報はサイト上で入力し、出願に要する書類は郵送するという形は令和6年度入学者選抜から変更していないが、志願者は利便性を感じていると思うか。



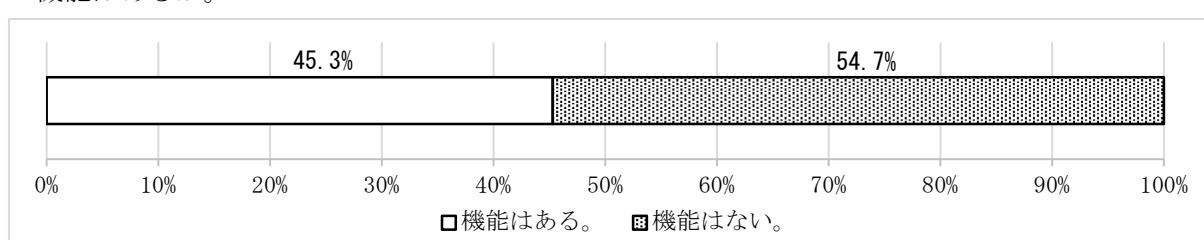
(イ) 出願サイト上で中学校長による承認を行った上で出願するという手続きをしているが、中学校長による承認の手続きは適切にできたか。



<適切にできなかつた場合の具体的な状況>

- 承認を早めに行ったが、その後変更希望が出た。ウェブ上の承認が公印押印と同じ役割を担っていることは理解できるが、直前に変更の申し出があることも想定される。
- 承認を行ったあとに受検料を納付する流れになっていたため、入学考查料の納付を確認することができなかつた。保護者が入学考查料の納付はしていたが、納付書の画像をアップロードしていなかつたため、納付書を添付した紙の願書を提出しなければならなくなつた。

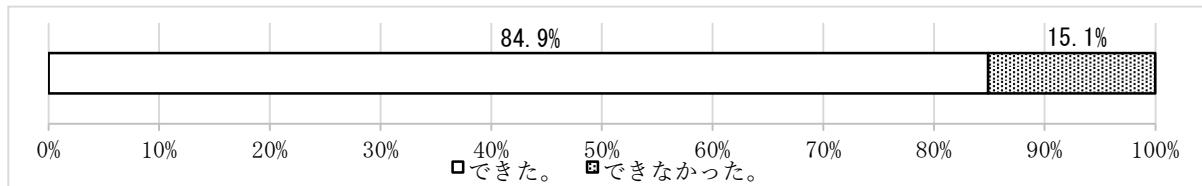
(ウ) インターネットを活用した出願について、より円滑な進路指導を実現するために実装してほしい機能はあるか。



<より円滑な進路指導を実現するために実装を希望する機能についての主な要望>

- 入試区分で推薦受検と一般受検を検索で分けることができないので、入試区分ごとに検索ができるようにしてほしい。
- 家庭への連絡は、差し戻し理由を入れてほしい。そうしてもらえると、学校が改めて各家庭へ連絡する必要がなくなる。
- 入学者選抜に関わる提出物は全て電子データによる提出としてほしい。

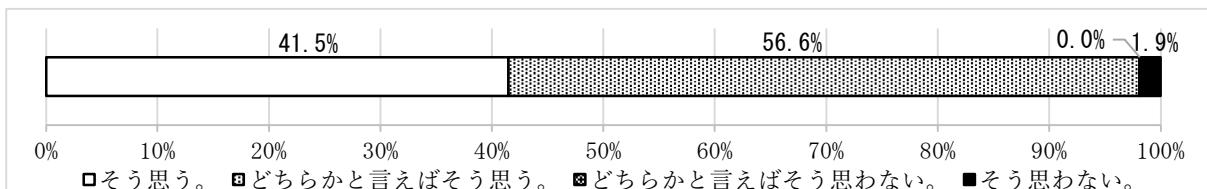
(イ) 合否照会サイトでの個別の合否照会について、志願者本人及び中学校の教員による合否の確認は適切にできたか。



<適切にできなかった場合の具体的な状況>

- 回線が混雑し、確認に時間がかかった。
- 志願者は、合否照会に用いるIDとパスワードを高校から教えられるはずだが、認識していなかった。

(オ) 分割後期募集・第二次募集などのインターネット出願を行わない選抜においても、合否照会サイトでの個別の合否照会を行った。合否照会サイトの活用を拡大したことは、志願者本人及び中学校の教員による合否確認の利便性の向上につながっていると思うか。



ウ 現行システムの課題と改善策

	課題	改善策
1	<ul style="list-style-type: none"> ・志願者氏名の入力において、旧字体などPCで入力できない外字の入力 ・入学願書への旧字の表示及び入試採点システムとの連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校への案内に、より分かりやすく記載 ・マニュアルに入力方法を新たに記載
2	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット出願で選択した決済方法での確実な決済 	<ul style="list-style-type: none"> ・「お知らせ」欄の追加やマニュアルについてより分かりやすい記載を検討
3	<ul style="list-style-type: none"> ・出願サイトへの受検者顔写真の適切なアップロード 	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルについて、より分かりやすい記載を検討
4	<ul style="list-style-type: none"> ・出願サイトへの納付書画像の適切なアップロード 	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルについて、より分かりやすい記載を検討
5	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校におけるミスのない承認 	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルへの記載方法を工夫するとともに説明動画の改善を検討
6	<ul style="list-style-type: none"> ・推薦による選抜等で合格となった場合等、不要となった一時保存データの削除 	<ul style="list-style-type: none"> ・受検者が確実に行うよう、マニュアルにおける記載を強調することを検討

審議の過程で、高等学校からは「令和7年度入学者選抜では、出願申込を完了せず「一次保存」の状態のままの志願者がおり、中学校に出願締切日の正午以降に確認を行い、紙の入学願書による出願に切り替えたという事例があった。紙の入学願書による出願が1件でもあると、受検票を確実に受検者に渡す必要性から、インターネットを活用した出願と、紙による出願のいずれの志願者にも同時期に受検票が届くように気を付けて発送をしている。渡し漏れの事故が発生しないよう出願申込を確実に行うことについてマニュアルにも記載してほしい。」「推薦に基づく選抜後、学力検査に基づく選抜への出願状況の確認を行う際、推薦選抜に合格した一時保存者のデータが集計の妨げになっている。推薦選抜合格者の一時保存データを確認し、中学校にお願いして削除をしてもらっているが、そこまで手が回らない学校も多い。出願締切後に不要な一時保存者のデータが自動で差し戻されるシステムにする等、改善してほしい。」「インターネット出願になったことは、出願の利便性の向上につながっており、受理する際、今まで担当者で入力を行っていたことを考えると、教職員の働き方改革にもつながっている。支払いの方法についても決済方法を広げ、よく考えられている。課題点が改善されると、さらによいシステムになると思う。」という意見があった。

中学校からは「承認状況一覧で出願状況を確認しており、一時保存が残っているかを確認するまでに至らないことがある。推薦に基づく選抜の合格発表から第一次募集・分割前期募集の出願までの期間が短く、生徒に事前に準備をする指導をしているが、承認作業で手一杯の状況である。システム上で不要な一次保存データと分けることはできないか。」「自校の生徒の合否状況が一覧で分かるようにしてほしいという希望が多かった。保護者への周知については、中学校としても丁寧に行いたいが、マニュアルのページ数が増えると読みにくくなるため、内容等を精選しながら、保護者にとって分かりやすく、ミスを防ぐことのできるマニュアルを作成してほしい。」「全ての提出書類が電子データで完了することを目指してほしい。中学校からすると、情報を入力して確認を行い、かつ、紙ベースで公印を押して郵送するという手順では、これまで1枚を確認するだけで済んだものが、2倍の作業になってしまう。全てが電子化されれば、その作業は軽減されると思う。」という意見があった。

区市教育委員会からは「過去2年間、学校や保護者から、出願や合否照会についてのトラブルがあったという報告は受けていない。また、出願について、中学校の教員の指導や説明が円滑になってきたという報告を受けている。課題はあるが、今後、システムやマニュアルの改善に期待している。最終的には全て電子で完結するようにしてほしい。」という意見があった。

保護者からは、「中学校の教員は毎年の作業で慣れてきていると思うが、保護者としては初めて出願を行うということも多いので、保護者に対してワークショップを開くなどして、スムーズに行えるようにしていただくことを改めてお願いしたい。」「システムを作る方は大変だと思うが、外字登録の課題については画像アップロードで保存などできたらよいと思う。不要な一時保存データは、期限が来たら消えるという設定はできないか。PTAとしては、関連のHP等での案内や、相談会等での周知も行いたい。」という意見があった。

有識者からは「分かりやすく、間違いの無いように進めてほしい。」という意見があった。

エ 今後の取組の方向性

インターネットを活用した出願及び合否照会は、受検者の利便性が高いことから、インターネットを活用した出願における志願者の入力や中学校での確認方法等の改修を実施しつつ、令和8年度入学者選抜においても継続して実施する方向で進める。出願サイトへの志願者情報入力や画像アップロード等の課題については、マニュアルに分かりやすく記載することにより円滑な実施を目指す。また、国際高校において、1月に実施している国際バカロレアコースの選抜や2月に実施している在京外国人生徒等対象の選抜にも、インターネットを活用した出願を令和8年度入学者選抜から導入する方向で進める。

(2) 中学校から都立高等学校へ提出される出願書類

インターネットを活用した出願は、志願者の利便性向上、受付事務の負担軽減などを目的として令和5年度入学者選抜から、推薦に基づく選抜及び第一次募集・分割前期募集を実施する全ての都立高校へ、令和6年度入学者選抜から、海外帰国生徒対象の選抜を実施する都立高校へ導入した。

一方で、「成績一覧表」、「調査書」、「自己PRカード」、「推薦書」（推薦に基づく選抜）、「志願者一覧」、「スピーキングテスト個人レポート」（学力検査に基づく選抜第一次募集・分割前期募集）といった出願に要する書類として中学校長が提出する書類は、各出願期間内に簡易書留郵便等の追跡可能な対面で受け渡される方法で提出することとなっている。

本委員会では、「成績一覧表」、「調査書」、「志願者一覧」、「自己PRカード」、「スピーキングテスト個人レポート」などの提出書類やそれらの提出方法についての課題について検証・検討を行った。

ア 中学校から都立高等学校へ提出される「出願に要する主な書類」と提出方法

（令和7年度入学者選抜における全日制課程の学校に都内公立中学校卒業見込み者が出願する場合）

	推薦に基づく選抜	学力検査に基づく選抜 (第一次募集・分割前期募集)	学力検査に基づく選抜 (分割後期募集・第二次募集)
インターネットを活用した出願	有	有	無
成績一覧表	1/16までに提出 1/16までに提出していない場合、出願期間に提出		
調査書	書類提出期間内に提出		(志願者が願書とともに持参)
志願者一覧	書類提出期間内に提出		—
推薦書	書類提出期間内に提出	—	—
自己PRカード	書類提出期間内に提出	書類提出期間内に提出 ※面接を実施する学校	(志願者が願書とともに持参)
スピーキングテスト個人レポート	—	書類提出期間内に提出	—

「成績一覧表」…中学校が作成し、生徒が志願する都立高校へ提出する書類

第3学年生徒一人一人における各教科の評価、評定及び全体に占める各評定の割合が記載されている。

「調査書」…生徒の学籍の記録や学習活動の記録等を記載した書類

中学校は、成績一覧表に記載した各生徒の評価及び評定を基に調査書を作成し、生徒が志願する高校へ提出する。

「志願者一覧」…各都立高校の志願者をまとめた一覧表

「推薦書」…推薦選抜志願者の推薦理由等を記載する書類

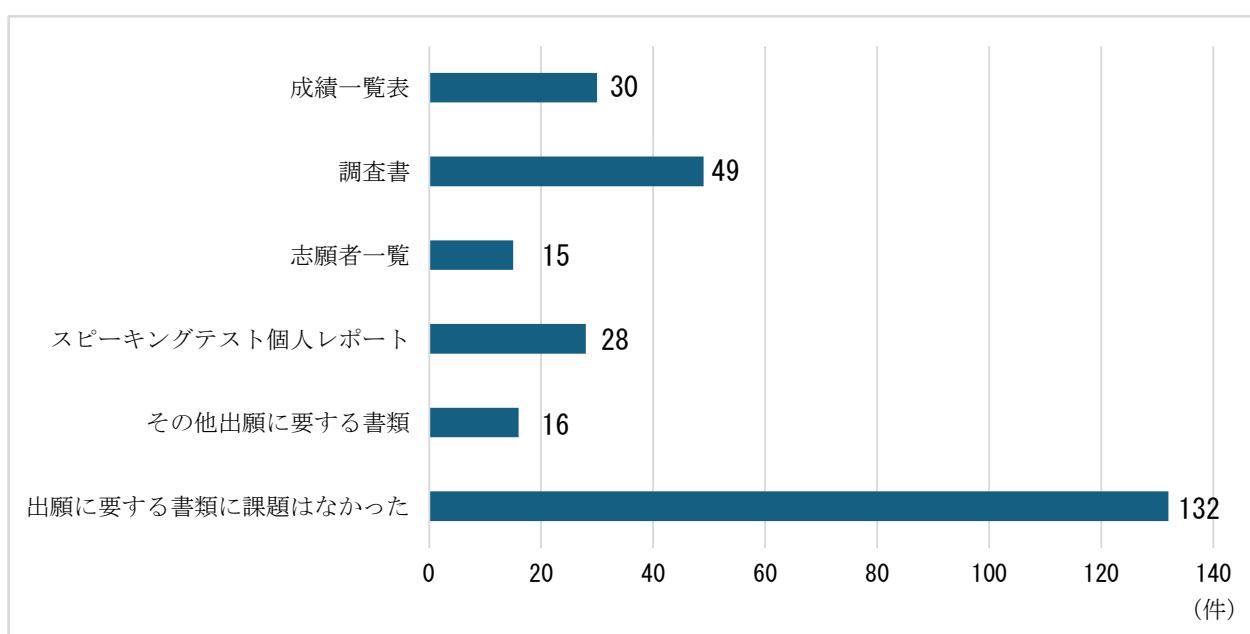
「自己PRカード」…面接を行う選抜の受検に際し志願者が作成する書類

「スピーキングテスト個人レポート」…スピーキングテストの個人成績が記載されている書類

イ 高等学校長及び中学校長対象のアンケート調査結果（令和7年3月実施）

【高等学校】（調査対象 220校）

中学校長が郵便等の方法により提出する出願に要する書類として、「成績一覧表」、「調査書」、「志願者一覧」、「スピーキングテスト個人レポート」 等がある。これらの書類について課題はあったか。（課題があったと考える書類を全て選択）



<主な意見>

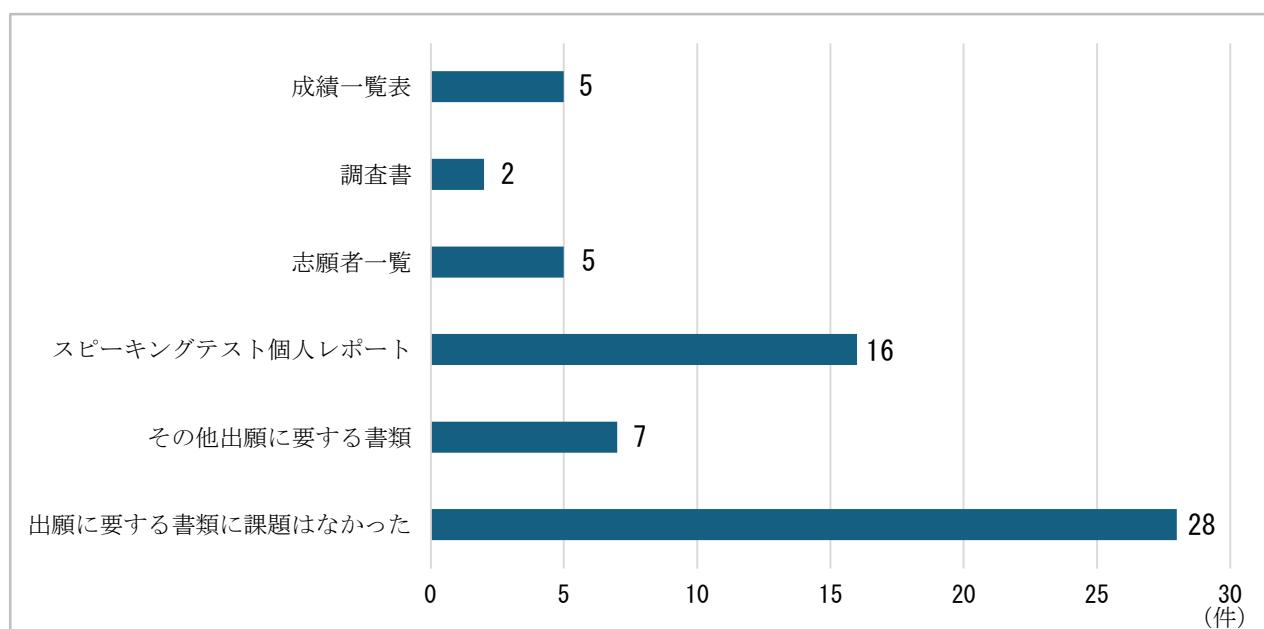
- 提出する書類の記載に不備があった。
- 「スピーキングテスト個人レポート」については、調査書に結果が記載してあれば、別紙として受検校に送付する必要がないのではないか。点検が二度手間になっている。

受付事務に係る負担をより軽減するために、入学願書の情報以外でサイト上に入力やアップロードされると効果的であると考えられる書類等はあるか。

- 調査書等、データ入力している書類は、データのまま提出することができると管理しやすい。スピーキングテスト個人レポートについても、データで送付していただけるとありがたい。
- 選抜用評定等確認票は、郵送ではなくデータ配信にしていただけるとありがたい。

【中学校】（調査対象 53校）

中学校長が郵便等の方法により提出する出願に要する書類として、「成績一覧表」、「調査書」、「志願者一覧」、「スピーキングテスト個人レポート」 等がある。これらの書類について課題はあったか。（課題があったと考える書類を全て選択）



<「志願者一覧」についての主な意見>

- 志願者一覧表を出願サイトとリンクさせれば、作業が合理的になるため、DX化してほしい。
- 同一の学校に提出する際、科・コース別に作成しなければならない。

<「スピーキングテスト個人レポート」についての主な意見>

- 中学校が責任をもって調査書にスピーキングテスト個人レポートの結果を記載しており、提出の必要を感じない。提出書類に含めないことを求める。

<「その他出願に要する書類」についての主な意見>

- 出願と同様に成績一覧表や調査書をデジタル化して、紙媒体の郵送を全てなくしてもらいたい。
- 中学校は、出願した生徒の情報を基に調査書等の書類を整えるため、インターネット出願の締切日を中学校の書類提出日よりも早く設定してもらいたい。
- 郵送は特に島しょ地区では気を遣うため、郵送からデジタル化への変更を望む。

ウ 出願書類を電子データで提出する場合の利点及び課題

項目	利点	課題
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送にかかる負担がなくなる。 ・郵送されてきた書類が散逸することができないため、郵送事故や紛失事故等を防ぐことが可能になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ対策が必要である。 ・中学校が高等学校に、入学者選抜に係る書類を電子ファイルで送る際の危険性を完全に排除できない。

項目	利点	課題
成績一覧表	<ul style="list-style-type: none"> ・第一次・分割前期募集や分割後期・第二次募集で急に提出する必要が生じた場合、郵送よりも短期間で提出することができる。 ・データ上で調査書と照合することができる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・データ上で調査書と照合するための確実なソフトやプログラムが必要である。 ・成績一覧表調査委員会※による調査の方法（委員長の確認印の役割を果たすものなど）を見直す必要がある。
調査書	<ul style="list-style-type: none"> ・第一次・分割前期募集や分割後期・第二次募集で急に提出する必要が生じた場合、郵送よりも短期間で提出することができる。 ・データ上で、成績一覧表と照合することができる可能性がある。 ・郵送されてきた調査書の読み取り作業が無くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・データ上で成績一覧表と照合するための確実なソフトやプログラムが必要である。 ・取下げ・再提出時の提出方法を別途検討する必要がある。 ・公印の役割を果たすシステムを構築する必要がある。
志願者一覧	<ul style="list-style-type: none"> ・第一次・分割後期選抜で急に提出する必要が生じた場合、郵送よりも短期間で届けることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査書やスピーキングテスト個人レポートとの氏名の漢字相違に関する記載が難しい。
推薦書	共通の事項	<ul style="list-style-type: none"> ・公印の役割を果たすシステムを構築する必要がある。
自己PRカード	共通の事項	<ul style="list-style-type: none"> ・志願者が記載したものを中学校が確実に電子化（PDF化）する必要がある。
スピーキングテスト個人レポート	共通の事項	<ul style="list-style-type: none"> ・業者から紙で中学校に送付されるため、中学校が確実に電子化（PDF化）する必要がある。

※ 各区市町村教育委員会は成績一覧表調査委員会を設置し、年2回、調査委員会を開催するとともに、調査委員会による調査結果を受けて、所管の中学校が行う評価、評定状況を把握、分析し、その客觀性、信頼性を確認するとともに、より適正な評価に向けて指導、助言を行っている。

エ 成績一覧表及び調査書に関する委員からの主な意見

令和7年度入学者選抜検討委員会において、中学校から「各地域において成績一覧表調査委員会を開催し、各校の作成した成績一覧表に不備がないか等、点検を行うが、この作業が膨大である。」といった意見があった。

審議の過程で、高等学校からは「書類が増えれば、点検作業は煩雑になるため、方向性としてはデジタル化をお願いしたい。点検にしっかりと時間がかけられる方向性が望ましい。」「中学校側と高校側が共有できるような、何か一体化したものがあるとよい。人的なミスを減らし、情報が適切に共有されるような仕組みができるとよい。」「デジタル化が望ましいが、不安もある。もっと簡略化できるとよい。」という意見があった。

中学校からは「デジタル化されることは必要であると考える。メールでは事故が起こる可能性が否定できないので、中学校からアップロードするなどのクラウドシステムなどがよいのではないか。紙の書類をやり取りする方法と同じような方法ではうまくいかないと思われる所以、新しい方法を考えていく必要があるのではないか。」「例えば成績一覧表を作つて送るということが昔はなかつたので、中学校の教員の事務作業は増えている。メールで送るということではなく、書類提出の根幹を変えていく必要があると考える。」「数が膨大であるほど、どうしてもミスが起こる可能性は高まってしまう。時間がかかったとしても、システムの根幹を変えることが望ましいと感じる。電子化が良いという点はあるが、同時に事故が起こらないということも考えていかなければならない。」「紙の郵送による提出方法は、今後、変更していく必要があると考えるが、システムを整えることは費用も時間もかかることである。現状は、現在の方法を基にしながら、できることから進めていくのがよいのではないか。」「デジタル化は大切だが、書類を一つでも減らすことが大切である。志願者一覧についても、出願の際に生徒保護者が入力しているが、そのデータがそのままポータルサイトなどを通じて使われるようになると学校側の作業が減るのではないか。」という意見があった。

保護者からは、「中学校は、私立高校への出願にも対応しており、都立高校、私立高校に提出する書類を作成する際に、相互の違いによってあまり手間がかからないようになるとよい。」という意見があった。

また、自己PRカードについて、中学校から「推薦選抜では面接の参考となるので必要かと思うが、第一次募集で面接を実施しない選抜に合格した場合の提出は不要ではないか。数年前から高校へ提出するようになったキャリア・パスポートに自己PRカードの記載事項は含まれている。こちらで代替することが可能ではないかと考える。」という意見があった。これについて高等学校から「自己PRカードは、推薦に基づく選抜等、面接のある場合には事前に提出することになるが、それ以外の場合、合格が決まったあとに提出することになる。提出された自己PRカードは、入学する生徒の様子を知るための参考資料として活用されている。このことから、第一次募集等の合格者から提出される資料としては、中学校での活動内容がまとめられたキャリア・パスポートで代替することでよいのではないか。」という意見があった。

才 今後の取組の方向性

出願に際して中学校から高等学校へ紙で提出される書類については、出願方法を紙からインターネットを活用した方法に変更したことを踏まえ、デジタル化して処理していくことが有効であるが、セキュリティ面への配慮など、早期の運用には課題が多い。そのため、将来的にはデジタル化する方向で課題を整理し、志願者等が混乱しないよう引き続き慎重に検討する。

また、自己PRカードは、これまで推薦選抜など面接を実施する学校に出願する場合は出願時に、面接を実施しない学校に出願する場合は合格後に当該校に提出することとしていたが、中学校から進学先の高校へ提出されるキャリアパスポートには自己PRカードに記載される内容が含まれていることから、推薦選抜など面接を実施する都立高校に出願する場合のみ提出する方向で進める。

第4 おわりに

東京都では、「チルドレンファースト」の社会の実現を目指して都政の政策全般を子供目線で捉え直し、子供政策を総合的に推進している。「こども未来アクション 2025」（令和7年1月）の中で、一貫して増加を続ける不登校の児童・生徒をはじめ、いじめの認知件数の増加、深刻化する児童虐待など、子供を取り巻く環境は一層厳しさを増しており、困難を抱えた子供一人一人に寄り添い、全ての子供が持つ無限の可能性を引き出し、全力で応援していくため、具体的なアクションに果斷に踏み出していかなければならないとしている。東京都教育委員会は、すべての子供が将来への希望をもって、自ら伸び育つために、様々な教育施策を進めており、東京が目指す教育のために取り組むべきこととして、「東京都教育ビジョン（第5次）」（令和6年3月）では「自ら未来を切り拓く力の育成」「誰一人取り残さないきめ細かな教育の充実」「子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化」の3本の柱を掲げ、その達成に向けて基本方針や施策展開の方向性を示している。

東京都立高等学校入学者選抜においては、これまで各選抜の現行制度の成果と課題について検証を行うとともに、受検に要する応募資格や入学者選抜における様々な制度についても、在り方を検討し改善を図ってきた。

本委員会においては、専門学科の選抜、通信制課程の選抜、増加する不登校経験のある生徒や在京外国人等日本語指導を必要とする生徒等の「受検者の多様なニーズ等に対応する入学者選抜の在り方」及び「入学者選抜における調査書の取扱い」を始めとした議論を前年度から引き続き進めるとともに、「定期制課程における選抜に係る志願変更」や「中学校から都立高等学校へ提出される出願書類」等の新たな課題について検討を重ねた。

本委員会は、子供を取り巻く環境の変化に対応した入学者選抜の制度とするため、これらの内容について課題を整理し、審議を行い、検証・検討結果については、「今後の取組の方向性」としてまとめている。この趣旨を踏まえて、令和8年度入学者選抜が厳正かつ公平・公正な入学者選抜となることを期待するとともに、今後も継続的に課題の把握や検証を行うことで、令和8年度入学者選抜以降も不斷の見直しを進めていく必要がある。

令和7年度 東京都立高等学校 入学者選抜状況

(参考資料1)

< 全日制課程 >

区分 学科等		募集人員 (A)	最終応募人員 (B)	受検人員 (C)	受検倍率 (C/A)	合格人員 (D)	入学手続人員 (E)
推薦	普通科	6,171 (6,235)	16,045 (17,907)	16,000 (17,846)	2.59 (2.86)	6,142 (6,203)	6,142 (6,202)
	専門教育を主とする学科	2,522 (2,496)	3,826 (3,882)	3,816 (3,874)	1.51 (1.55)	2,387 (2,345)	2,387 (2,345)
	総合学科	714 (714)	1,596 (1,632)	1,588 (1,629)	2.22 (2.28)	714 (714)	714 (714)
	小計	9,407 (9,445)	21,467 (23,421)	21,404 (23,349)	2.28 (2.47)	9,243 (9,262)	9,243 (9,261)
第一次募集 及び 分割前期募集	普通科	24,114 (24,337)	32,422 (35,421)	30,158 (32,999)	1.25 (1.36)	23,127 (23,839)	22,983 (23,698)
	専門教育を主とする学科	4,521 (4,566)	4,746 (4,860)	4,373 (4,541)	0.97 (0.99)	3,714 (3,811)	3,683 (3,790)
	総合学科	1,646 (1,646)	2,079 (2,177)	1,970 (2,071)	1.20 (1.26)	1,632 (1,638)	1,621 (1,624)
	小計	30,281 (30,549)	39,247 (42,458)	36,501 (39,611)	1.21 (1.30)	28,473 (29,288)	28,287 (29,112)
インフルエンザ等罹患者等に対する追検査	普通科	- (-)	- (-)	13 (46)	- (-)	11 (30)	11 (30)
	専門教育を主とする学科	- (-)	- (-)	6 (11)	- (-)	6 (9)	6 (9)
	総合学科	- (-)	- (-)	1 (2)	- (-)	0 (2)	0 (2)
	小計	- (-)	- (-)	20 (59)	- (-)	17 (41)	17 (41)
分割後期募集 及び 第二次募集 第三次募集	普通科	2,460 (1,366)	616 (811)	598 (793)	0.24 (0.58)	569 (686)	564 (680)
	専門教育を主とする学科	1,603 (1,380)	158 (295)	154 (293)	0.10 (0.21)	153 (285)	151 (285)
	総合学科	41 (43)	32 (23)	30 (19)	0.73 (0.44)	29 (19)	27 (19)
	小計	4,104 (2,789)	806 (1,129)	782 (1,105)	0.19 (0.40)	751 (990)	742 (984)
合計		39,868 (40,188)	61,520 (67,008)	58,707 (64,124)	1.47 (1.60)	38,484 (39,581)	38,289 (39,398)
4月募集	普通科	148 (148)	4 (4)	4 (4)	0.03 (0.03)	2 (4)	2 (4)
	専門教育を主とする学科	40 (40)	0 (0)	0 (0)	0.00 (0.00)	0 (0)	0 (0)
	総合学科	20 (20)	1 (0)	1 (0)	0.05 (0.00)	1 (0)	1 (0)
	小計	208 (208)	5 (4)	5 (4)	0.02 (0.02)	3 (4)	3 (4)
総計		40,076 (40,396)	61,525 (67,012)	58,712 (64,128)	1.47 (1.59)	38,487 (39,585)	38,292 (39,402)

充足率 (E/A × 100)	96.04%
	(98.03%)

※ 4月募集は含まない。

- (1) 募集人員は転入学者特別枠、在京外国人生徒等対象並びに海外帰国生徒対象（現地校出身者）の9月募集及び国際バカラレアコースの9月募集を除いた数である。
- (2) 募集人員は推薦、第一次募集・分割前期募集等における不足人員を含めた人員であり、募集人員の合計・総計は「令和7年度都立高等学校第一学年生徒募集人員」に基づく人員である。（各募集区分の募集人員の合計と全体の募集人員の合計・総計は一致しない）
- (3) 第一次募集の数は、普通科は、島しょ、コース制、単位制の高校、連携型入学者選抜、在京外国人生徒等対象及び海外帰国生徒対象（帰国及び引揚）、専門教育を主とする学科は、連携型入学者選抜、在京外国人生徒等対象、海外帰国生徒対象（帰国）及び国際バカラレアコースを含んだ数である。
- (4) () の数は、前年度の数である。

令和8年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会 設置要綱

(設 置)

第1 令和7年度東京都立高等学校入学者選抜における課題を明らかにし、令和8年度東京都立高等学校入学者選抜に対する改善策について検討するため、令和8年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2 委員会は、次の事項について検討し、その結果を東京都教育委員会教育長に報告する。

- (1) 令和7年度入学者選抜結果について
- (2) 令和8年度入学者選抜方法について
- (3) その他

(構 成)

第3 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって構成し、委員長及び副委員長を置く。

- (1) 委員長は、教育庁教育監をもって充てる。
- (2) 副委員長は都立学校教育部長とし、委員長を補佐し、委員長が不在の場合は、その職務を代理する。
- (3) 委員は、委員会名簿に掲げる職にある者をもって構成する。

(招集等)

第4 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

(特別部会の設置)

第5 第2(3)で掲げる検討事項について、詳細な検討を行うため、委員会に特別部会を設置することができる。

2 特別部会は、特別部会設置要項に定める職にある者をもって構成し、部会長を置く。

- (1) 部会長は、都立学校教育部長をもって充てる。
- (2) 委員は、特別部会名簿に掲げる職にある者をもって構成する。

3 特別部会は、部会長が招集する。

(幹事会)

第6 委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員会の求めに応じ、検討事項の資料を調査、作成し提供する。
- 3 幹事会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。
- 4 幹事会には幹事長を置く。
- 5 幹事長には、教育庁都立学校教育部入学選抜担当課長の職にある者をもって充てる。
- 6 幹事長は、幹事会を招集し、主宰する。

(設置期間)

第7 委員会の設置期間は、設置の日から令和8年3月31日までとする。

(会議及び会議記録)

第8 委員会の会議は、原則として非公開とする。ただし、委員会の会議要旨及び会議資料については、原則として公開するものとする。

(事務局)

第9 委員会に事務局を置く。

2 事務局は、委員会に係る庶務を担当し、教育庁都立学校教育部高等学校教育課においてこれを処理する。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月2日から施行する。

令和8年度 東京都立高等学校入学者選抜検討委員会 委員名簿

区分	氏名	職名	備考
外部有識者	増渕 達夫	帝京大学教授	
区市	大平 達也	足立区教育委員会教育指導課長	
	吉川 泰弘	羽村市教育委員会生涯学習部参事	
保護者	関口 哲也	東京都公立中学校PTA協議会会长	
	笹原 良太	東京都公立高等学校PTA連合会会长	
教育庁	瀧沢 佳宏	教育監	委員長
	佐藤 直樹	都立学校教育部長	副委員長
	山田 道人	指導部長	
	市川 茂	指導推進担当部長	
	光永 功嗣	高校改革推進担当部長	
	寺島 雅夫	教育改革推進担当部長	
中学校	佐藤 敏数	武蔵野市立第二中学校長	
	佐藤 明子	練馬区立貫井中学校長	
	佐藤 圭一	大田区立大森第七中学校長	
	荒井 亮宏	東村山市立東村山第三中学校長	
	梶原 孝恒	東久留米市立大門中学校長	
高校	加藤 瑞樹	都立穂ヶ丘高等学校長	
	土方 賢作	都立西高等学校長	
	鈎持 利治	都立六郷工科高等学校長	
	松永 今日子	都立小平高等学校長	
	加藤 泰弘	都立青井高等学校長	
	山田 和人	都立芝商業高等学校長	
	大畠 哲也	都立瑞穂農芸農業高等学校長	
	宇津木 未来子	都立永山高等学校経営企画室長	

事務局幹事	小板橋 美穂	都立学校教育部高等学校教育課長	
	久保田 聰	都立学校教育部入学選抜担当課長	幹事長
	今井 康夫	都立学校教育部主任指導主事(入学選抜担当)	
	加藤 裕一郎	都立学校教育部高等学校教育課統括指導主事	
	西川 武	都立学校教育部学校経営指導担当課長	
	高橋 秀雄	都立学校教育部都立高校改革企画調整担当課長	
	藤田 修史	指導部指導企画課長	
	千葉 かおり	指導部企画推進担当課長	
	毛利 元一	指導部義務教育指導課長	
	小林 靖	指導部高等学校教育指導課長	

令和8年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会 審議経過

日時		検討事項
第1回	5月2日（金） 午後1時30分から午後3時30分まで	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受検者の多様なニーズ等に対応する入学者選抜の在り方 <ul style="list-style-type: none"> ・入学者選抜における調査書の取扱いについて①（新たな受入環境充実校）
第2回	5月16日（金） 午後1時30分から午後3時30分まで	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和7年度入学者選抜検討委員会での議論を踏まえた令和8年度入学者選抜について <ul style="list-style-type: none"> ・全日制課程の分割募集廃止について ・通信制課程における前期選抜・後期選抜の実施について ○ 受検者の多様なニーズ等に対応する入学者選抜の在り方 <ul style="list-style-type: none"> ・専門学科における選抜方法について ○ その他の制度について <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットを活用した出願及び合否照会について
第3回	6月13日（金） 午後3時から午後5時まで	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受検者の多様なニーズ等に対応する入学者選抜の在り方 <ul style="list-style-type: none"> ・入学者選抜における調査書の取扱いについて②（新たな選抜方法の在り方及び実施する高校の選定） ・定時制課程における選抜に係る志願変更について ○ その他の制度について <ul style="list-style-type: none"> ・中学校から都立高等学校へ提出される出願書類について
第4回	7月4日（金） 午後3時から午後5時まで	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受検者の多様なニーズ等に対応する入学者選抜の在り方 <ul style="list-style-type: none"> ・在京外国人生徒等対象の選抜について ○ 令和8年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会報告書について